

各国憲法集(12) オランダ憲法【第2版】



2026年3月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料
2025-1-b

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報を様々な視点から提供するものです。

各国憲法集（12）
オランダ憲法【第2版】

鳥澤 孝之
（憲法課長）

2026年3月

国立国会図書館
調査及び立法考査局

国立国会図書館調査及び立法考査局は、昭和 30 年から 5 年間にわたり、衆議院法制局、参議院法制局及び内閣法制局と共同して、『和訳各国憲法集』全 3 集を刊行し、ほぼ全世界を網羅する 84 か国の憲法を邦訳した。

その後、諸外国において多くの憲法改正や新憲法制定が行われ、その憲法の様相は大きく変化するに至っている。このため、諸外国の憲法を最新の条文から可能な限り原語に基づき翻訳し、ここに『基本情報シリーズ 各国憲法集』として、逐次刊行するものである。

改版に当たって

本書は、『各国憲法集（7）オランダ憲法』（調査資料 2012-3-c 基本情報シリーズ 13）国立国会図書館調査及び立法考査局，2013（以下「旧版」という。）を改訂した、第2版である。

本書の解説では、鳥澤孝之「オランダ王国憲章概説—オランダ本国とカリブ海地域の関係を中心に—」『レファレンス』890号，2025.2，pp. 49-75で紹介した「オランダ王国憲章」（Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden（1954年法令公報第503号））（以下「憲章」という。）の内容を追加した。これに伴い、旧版の解説では、オランダ本国の「オランダ王国基本法」（Grondwet voor het Koninkrijk der Nederlanden van 24 augustus 1815（1815年法令公報第45号））の“Grondwet”を「憲法」と翻訳していたが、憲章を含めてオランダ王国の憲法秩序を説明するため、「基本法」とする。「オランダ憲法」は、「憲章」と「基本法」を含むものとして解説する。

2013年の旧版の刊行後、2017年にカリブ海地域の旧オランダ領アンティルの解体に関連する基本法の改正が行われた。その後も、2018年、2022年及び2023年に基本法が改正された。これらの改正とともに、改正のない部分についても基本法の旧訳を見直した。見直しに当たっては、翻訳に先立つ解説部分も、旧版の内容を見直した上、最新のオランダ本国とカリブ海地域を含むオランダ王国の憲法事情を反映させ、オランダ語の代表的な憲法の最新版の解説書等にも目を通し、記述の充実化を図った。

なお、旧版の解説と翻訳の作成に尽力された吉田信先生（南山大学国際教養学部教授）から、第2版の刊行の御快諾と御助言を頂いた。謹んで、御礼申し上げます。

目次

〔解説〕

年表 1

凡例 3

I 序論 4

 1 オランダ憲法の構成 4

 2 オランダ憲法略史 5

 3 オランダ憲法の特徴 7

II 憲法の内容 12

 1 王国事項 12

 2 人権 13

 3 統治機構 15

 4 安全保障 27

III 憲法改正手続 29

 1 総論 29

 2 基本法の改正手続 29

 3 憲章の改正手続 30

IV 最近の憲法的諸課題 30

 1 国民投票制度導入の基本法改正案 30

 2 法の支配と違憲審査 31

 3 2025 年第二院総選挙と法の支配 32

おわりに 33

〔翻訳〕

オランダ憲法翻訳の出典と凡例 35

オランダ王国基本法 36

年表

1579 年	北部ネーデルラント 7 州が、ユトレヒト同盟を締結
1798 年	ネーデルラント連邦共和国の崩壊に伴うバタフィア人民憲法の制定
1801 年	行政府の優越を定める内容の、バタフィア人民憲法の改正
1805 年	国政の最高機関として、議会に加えて法律顧問官を設置したバタフィア人民憲法の改正
1806 年	ナポレオンの圧力によるバタフィア共和国の廃止に伴うホラント王国建国、ホラント王国憲法制定、君主制導入
1814 年	フランスの支配から脱し、ウィレム 1 世を主権者とする絶対主義的憲法のネーデルラント連邦基本法制定、ベルギーを編入
1815 年	ウィレム 1 世が国王の即位を宣言し、オランダ王国基本法（以下「基本法」という。）制定、世襲の君主制、2 院制導入
1840 年	ベルギー独立を受けた基本法改正
1848 年	トルベッケの主導による基本法の自由主義的改正、王権の制限、責任内閣制の導入など立憲主義の確立
1887 年	領土規定に植民地の領有を追加する基本法改正
1917 年	男子普通選挙権、比例代表制導入、私立宗派系初等教育機関への公的財政補助に関する基本法改正
1922 年	女子普通選挙権、第一院の任期短縮、良心的兵役拒否の導入、領土規定から植民地を削除し「オランダ本国、オランダ領東インド（現在のインドネシア）、スリナム及びキュラソー」と規定する基本法改正
1940 年	ドイツ軍のオランダ侵攻で、英国・ロンドンにオランダ亡命政府樹立
1942 年	日本軍がオランダ領東インド占領、ウィルヘルミナ女王がラジオ演説で、オランダ本国、インドネシア、スリナム及びキュラソーの国家同盟の構想を表明
1945 年	日本が連合国に降伏、インドネシア独立戦争勃発
1948 年	領土規定を「オランダ本国、インドネシア、スリナム及びオランダ領アンティル（旧キュラソー）」と改め、オランダ王国とインドネシアが対等な国家として形成する連合に関する規定を追加する基本法改正
1949 年	インドネシアがオランダ王国から独立し、オランダ・インドネシア連合憲章を締結
1953 年	国際法の優越を盛り込む基本法改正
1954 年	オランダ・インドネシア連合を解消。新たにオランダ王国憲章（以下「憲章」という。）を公布し、オランダ王国が、オランダ本国、スリナム及びオランダ領アンティルの、対等な関係の構成国から成る「擬似連邦制」に移行
1956 年	基本法の領土規定からインドネシアを削除し、オランダ領ニューギニアを追加
1963 年	ニューギニア島西半分の主権がインドネシアに移譲され、領土規定からオランダ領ニューギニアを削除する基本法改正
1972 年	選挙権の年齢要件の 21 歳から 18 歳への引下げに関する基本法改正
1975 年	スリナムのオランダ王国からの独立に関する憲章改正

1983 年	基本法の全面改正、定住外国人に対する基礎自治体議会選挙権・被選挙権の付与
1985 年	オランダ王国の各構成国において、当該構成国に居住していないオランダ人に選挙権を付与できること並びに、定住外国人に選挙権及び被選挙権を付与できること、オランダ領アンティルからアルバが分離すること（1996 年にオランダ王国から独立を予定していた。）に関する憲章改正
1987 年	オランダ議会での、大臣及び副大臣に対して情報提供を要求する権利が、各議員の権利であることを明確にした基本法改正
1995 年	アルバのオランダ王国からの独立を中止することに関する憲章改正、兵役義務等の猶予に関する基本法改正
1999 年	全国オンブズマン規定の基本法への導入
2000 年	国際的な法秩序の維持、促進又は人道援助を目的とする軍隊の出動について、オランダ議会への事前の報告を義務付ける基本法改正
2002 年	住居の不可侵及び治安維持に係る規定の基本法改正
2005 年	妊娠・出産及び病気を理由とする議会議員の一時的代理に関する基本法改正
2006 年	教育に関する規定の基本法改正
2008 年	選挙権に関する規定の基本法改正
2010 年	オランダ領アンティルを解体の上、オランダ王国が、オランダ本国、アルバ、キュラソー及びシント・マールテンの各構成国から成り、ボネール、シント・ユースタティウス及びサバがオランダ本国に属することを規定する憲章改正
2017 年	ボネール、シント・ユースタティウス及びサバの、オランダ本国における法的位置付け（カリブ海地域公共団体）を明確化する憲章及び基本法改正
2018 年	州知事及び基礎自治体の首長の任命、停職及び解職の方法に関する基本法改正
2022 年	総則（基本権及び民主的な法治国家の保障）の追加、テレコミュニケーションの秘密、公正な裁判を受ける権利、第一院の在外選挙、基本法改正手続等に関する基本法改正
2023 年	障害及び性的指向の差別禁止規定を追加する基本法改正、憲章又は王国法律に基づかない王国一般行政措置の発令を制限する憲章改正

凡例

旧版	『各国憲法集（7）オランダ憲法』（調査資料 2012-3-c 基本情報シリーズ 13） 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2013. < https://doi.org/10.11501/8186538 >
法令公報	Staatsblad van het Koninkrijk der Nederlanden: Stb.（オランダ王国法令公報）
AB	Afkondigingsblad（（アルバ、キュラソー又はシント・マールテンの）公報）
GT	Geconsolideerde Tekst（（条文の）統合テキスト）
HR	Hoge Raad der Nederlanden（オランダ最高裁判所）
Kamerstukken II	Kamerstukken Tweede Kamer der Staten-Generaal（オランダ議会第二院議会議文書）
MvT	Memorie van Toelichting（説明覚書）*
NJ	Nederlandse Jurisprudentie（オランダ法律雑誌）

*法律案の起草者が作成する文書

I 序論

1 オランダ憲法の構成

オランダ本国（Nederland. ヨーロッパ地域を本拠とする、オランダ王国（正式国名は、ネーデルラント王国：Koninkrijk der Nederlanden. 以下「王国」という。）の一構成国）の憲法（以下「オランダ憲法」という。）は、オランダ王国憲章（Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden）（1954 年法令公報第 503 号）（以下「憲章」という。）及びオランダ王国基本法（Grondwet voor het Koninkrijk der Nederlanden van 24 augustus 1815）（1815 年法令公報第 45 号）（以下「基本法」という。）⁽¹⁾から構成される（後述本章第 3 節(1)参照）⁽²⁾。

憲章は、王国とその構成国との間及び構成国間の統治原則を定める。構成国は、オランダ本国及び旧植民地であるカリブ海（中央アメリカ、南アメリカ大陸及び西インド諸島に囲まれた大西洋の附属海）地域の 3 つの島国（アルバ（Aruba）、キュラソー（Curaçao）及びシント・マールテン（Sint Maarten）。以下「カリブ 3 か国」という。）から成る。構成国の国家組織（staatsinrichting）は、オランダ本国は基本法に、カリブ 3 か国はそれぞれ独自の構成国憲法（Staatsregeling）⁽³⁾に規定されている（憲章第 42 条）。憲章には連邦制⁽⁴⁾の規定がないものの、オランダ本国と旧植民地であるカリブ 3 か国のそれぞれについて、王国の構成国としての独立性を同等に扱っていることから、王国は擬似連邦制（quasi-federal structure）の構造をとっていると言われることがある⁽⁵⁾。憲章は、第 1 節「総則」（第 1～第 5 条）、第 2 節「王国事項の処理」（第 6～第 35 条）、第 3 節「相互援助、協議及び協力」（第 36～第 40 条）、第 4 節「構成国の国家組織」（第 41～第 53 条）及び第 5 節「経過措置と最終規定」（第 54～第 62 条）から成っている。

基本法は、「総則」（基本権及び民主的な法治国家の保障に関する規定）、第 1 章「基本権」（第 1～第 23 条）、第 2 章「政府」（第 24～第 49 条）、第 3 章「オランダ議会」（第 50～第 72 条）、

* 本稿の内容は特記したものを除き、2026 年 1 月 13 日現在のものである。インターネット情報の最終アクセス日も、同日である。人物の役職、肩書等は当時のものである。敬称は省略する。[] は筆者による補記を示す。なお、一部に公開範囲が国立国会図書館内／図書館・個人送信限定の URL が含まれている。

(1) オランダ語の“Grondwet”を英語に直訳すると“Basic Law”（基本法）になるが、英訳でその用語を使うことはなく、“Constitution”（憲法）を用いるとの憲法学者による指摘がある（Leonard. F. M. Besselink, “The Evolution and Gestalt of the Dutch Constitution,” Armin von Bogdandy et al., eds., *Constitutional Foundations (The Max Planck handbooks in European public law)*, vol.2, Oxford: Oxford University Press, 2023, p. 382. <<https://pure.uva.nl/ws/files/147237038/oso-9780198726425-chapter-8.pdf>>）。条文の英訳は、*The Constitution of the Kingdom of the Netherlands 2023*, Den Haag: Ministry of the Interior and Kingdom Relations, 2023. <<https://open.overheid.nl/documenten/ronl-faa96875fef77af167a9133bd3625c0e9b45fa89/pdf>> を参照。

(2) 旧版、p.2 の解説（吉田信執筆）では、基本法を「オランダ憲法」とした。本書では、改訂に当たり、基本法に加えて憲章を含めた王国の憲法秩序を解説するため、基本法及び憲章を合わせて「オランダ憲法」とする。

(3) アルバ構成国憲法については、Staatsregeling van Aruba, AB 1987, GT no.1. <<https://cuatro.sim-cdn.nl/arubaoverheid2858bd/uploads/0101gt87.001.pdf>> を、キュラソー構成国憲法については、Staatsregeling van Curaçao, AB 2010, no.86. <https://minfin.cw/wp-content/uploads/2019/03/4_Staatsregeling_Cura_ao.pdf> を、シント・マールテン構成国憲法については、Staatsregeling van Sint Maarten, AB 2010, GT no.1. <<https://lokaleregelgeving.overheid.nl/CVDR179884>> を参照。カリブ 3 か国の各構成国憲法、協力関係及び欧州連合（EU）との関係を概説したものとして、D.J. Elzinga et al. (bewerkt door), *Van der Pot, Handboek van het Nederlandse staatsrecht*, 16. druk, Deventer: Wolters Kluwer, 2014, pp.1007-1024 を参照。

(4) 「複数の国家が国家としての性格を保持しながら一つの国家を形づくっているのが連邦国家であり、連邦国家特有の基本構造が連邦制である。」（栗城壽夫「連邦制」大須賀明ほか編『三省堂憲法辞典』三省堂, 2001, p.483）

(5) Jan-Herman Reestman and Monica Claes, “The Netherlands,” Stefan Griller and Elisabeth Lentsch, eds., *EMU Integration and Member States' Constitutions*, Oxford: Hart Publishing, 2021, p. 490. <https://pure.uva.nl/ws/files/65937700/2021_Reestman_Claes_EMU_Integration_and_Member_States_Constitutions_20_The_Netherlands.pdf>; Wim Voermans, “Constitutional Law,” Larissa van den Herik et al., eds., *Introduction to Dutch Law*, 6th Edition, Deventer: Kluwer Law International, 2022, p.79; Besselink, *op.cit.*(1), p.383.

第4章「国務院、会計検査院、全国オンブズマン及び常設の助言機関」（第73～第80条）、第5章「立法及び行政」（第81～第111条）、第6章「裁判」（第112～第122条）、第7章「州、基礎自治体、カリブ海地域公共団体、治水委員会及びその他の公的団体」（第123～第136条）、第8章「基本法の改正」（第137～第142条）及び補則から成っている。1983年の全面改正により、人権規定を第1章に整理し、第2章から第7章までを統治機構、第8章で憲法改正を定める現在の構成となっている。

憲章には、基本法が憲章の規定を遵守することが定められている（憲章第5条第2項）（後述本章第3節(1)参照）。外交・安全保障、出入国管理など王国全体に係る政策は、王国事項（aangelegenheden van het Koninkrijk）として、オランダ本国の内閣にカリブ3か国から派遣される全権大臣（Gevolmachtigde Minister）を加えた王国閣僚会議（raad van ministers van het Koninkrijk: rijksministerraad）により決定される（後述第II章第3節(2)(ii)参照）。王国全体に係る立法は、法律（wet）とは異なる王国法律（rijkswet）として公布される⁽⁶⁾。

2 オランダ憲法略史

1579年に北部ネーデルラント7州が、ユトレヒト同盟（Unie van Utrecht）を締結した後、これを基礎としてネーデルラント連邦共和国（Republiek der Zeven Verenigde Nederlanden）が成立し、連邦制に基づく共和制を採用していた。しかし、1793年にフランス革命を背景としてフランスとの間に戦争が勃発し、1795年にフランスに敗北した結果、ネーデルラント連邦共和国は崩壊し、バタフィア⁽⁷⁾共和国（Bataafse Republiek）が成立した。1798年には、バタフィア人民憲法（Staatsregeling voor het Bataafsche Volk）が公布され、憲法制定の歴史がここに始まった。この憲法は、フランスの1795年憲法（Constitution de la République française du 5 fructidor an III (22 août 1795) : 1795年8月22日（共和暦3年実月5日）の憲法典⁽⁸⁾の影響を受け、古典的な自由権を導入するとともに、それまでの連邦制に代わる中央集権的な国家組織を採用していた。1806年にはナポレオンからの圧力によりホラント王国（Koningrijk Holland）が建国されたことに伴い、ホラント王国憲法（Constitutie voor het Koningrijk Holland）が制定され、君主制が導入された⁽⁹⁾。

1813年にはフランスの支配から脱し、ルクセンブルクを含む領域から成る国の独立を宣言して暫定政府が組織され、オラニエ公ウィレム6世（Willem VI, vorst van Oranje）がネーデルラント連邦主権君主（Souverein vorst der Vereenigde Nederlanden⁽¹⁰⁾）のウィレム1世（Willem I）

(6) 王国が憲章に基づいて制定する法令（王国法律、王国一般行政措置（algemene maatregel van rijksbestuur）及び王国条約（rijksverdrag））の概要については、鳥澤孝之「オランダ王国憲章概説—オランダ本国とカリブ海地域の関係を中心に—」『レファレンス』890号、2025.2, pp.66-69. <<https://doi.org/10.11501/14056529>>を参照。

(7) ローマ帝国時代に、現在のヨーロッパ地域のオランダ本国を含む地域がラテン語でバタフィア（Batavia）と称されていたことに由来する。

(8) 穏和な共和主義者が有力となった国民公会が公布した憲法典で、5人の執政官（directeur）で構成される合議制の執政府（Directoire）という執行機関を持つ、全文377条の規定を置く、31条から成る人権規定を置くなどの特徴がある（滝沢正『フランス法 第5版』三省堂、2018, pp.69-70）。

(9) バタフィア人民憲法（1798年・1801年・1805年公布）、ホラント王国憲法の条文を掲載した文献として、*Verzameling van Nederlandsche staatsregelingen*, Zalt-Bommel: Joh. Noman en Zoon, 1840, pp.1-8, 71-87, 89-100, 110-118. <https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/1/1c/Verzameling_van_Nederlandse_staatsregelingen_%281798-1815%29.djvu>を参照。1795年から1813年までのオランダの憲法の歴史を概説しているものとして、Elzinga et al., *op.cit.*(3), pp.129-134を参照。

(10) 称号の綴りは、ネーデルラント連邦における貴族階級の要件と特権に関する政令（Besluit vereischen en voorregten Adelstand binnen de Vereenigde Nederlanden）（1815年法令公報第15号）による。

と宣言した⁽¹¹⁾。翌年の 1814 年にネーデルラント連邦基本法（Grondwet voor de Vereenigde Nederlanden）⁽¹²⁾が公布され、立憲君主制（constitutionele monarchie）となったが、この国は絶対主義的傾向を帯びていた。その後、ベルギーを編入し⁽¹³⁾、1815 年には、6 月にナポレオン戦争後のヨーロッパ再編成列国会議であるウィーン会議（Congress of Vienna; Wiener Congresses; Congrès de Vienne）で、この戦争に関係した 7 か国（オーストリア、プロシア、ロシア、英国、スウェーデン、ポルトガル及びフランス）の間でいわゆる「最終議定書」⁽¹⁴⁾が調印され、王国によるベルギー、ルクセンブルク等の領土の取得が同議定書の参加国に認められた⁽¹⁵⁾。同年 8 月には、ウィレム 1 世が国王（Koning）に即位（在位：1815～1840 年）したことを自ら宣言し⁽¹⁶⁾、ここにオラニエ家最初の国王が誕生し、現在の王室（koninklijk huis）の礎が築かれた⁽¹⁷⁾。また、基本法が制定された。

ヨハン・ルドルフ・トルベッケ（Johan Rudolph Thorbecke）を盟主とする自由主義的政治家が主導した 1848 年の基本法改正は、王国における立憲主義の基盤を築いた改革として評価されている⁽¹⁸⁾。しかし、厳格な政教分離の導入をめぐる宗派系政党⁽¹⁹⁾（confessionele partij）の反発を招き、初等教育における私立宗派系学校（confessioneel onderwijs）への公的財政補助をめぐるほぼ半世紀に及ぶ政治的対立（教育闘争：onderwijsstrijd）を惹起（じゃっき）することとなった⁽²⁰⁾。加えて 19 世紀後半には労働運動の伸長を背景とした普通選挙権獲得運動も重要な政治的課題となっていく。1917 年に男子普通選挙権の拡大と抱き合わせで宗派系学校への公的財政補助の問題が政治的に解決（教育和約：onderwijspacificatie）した（後述本章第 3 節(7)

(11) “2: Proclamatie van 1 december 1813: Willem I uitgeroepen tot Souvereine-Vorst van Nederland.” PDC Website <<https://www.denederlandsegrondwet.nl/id/vi8rk352jxnr/proclamaties#p2>>

(12) *Verzameling van Nederlandsche staatsregelingen, op.cit.*(9), pp.121-141; *Grondwet voor de Vereenigde Nederlanden*, In's Gravenhage: Ter Algemeene's Lands-Drukkerh, 1814. <<https://koninklijkeverzamelingen.nl/collectie-online/books/43352>>

(13) “4: Proclamatie van 1 augustus 1814: Willem I aanvaardt bestuur over België.” PDC Website <<https://www.denederlandsegrondwet.nl/id/vi8rk352jxnr/proclamaties#p4>>

(14) Johann Ludwig Klüber, *Schluß-Acte des Wiener Congresses, vom 9. Juni 1815, und Bundes-Acte oder Grundvertrag des teutschen Bundes, vom 8. Juni 1815= Acte final du Congrès de Vienne, du 8 juin 1815; avec les pièces qui y sont annexées*, Erlangen: J.J. Palm und Ernst Enke, 1818, pp.74-83. <<https://mdz-nbn-resolving.de/details:bsb10409167>>

(15) ウィーン会議の概要を解説したものとして、*The new Encyclopædia Britannica*, vol.12, 15th ed., Chicago: Encyclopaedia Britannica, Inc., 2010, p.357 を参照。

(16) “Proclamatie van koning Willem I van de Grondwet van 1815,” 1815. 8. 24. National Archief Website <<https://www.nationaalarchief.nl/onderzoeken/fotocollectie/af5d6080-d0b4-102d-bcf8-003048976d84>>

(17) 王国の成立に至るまでの歴史について、佐藤弘幸『図説オランダの歴史 改訂新版』河出書房新社, 2019, pp.100-102 を参照。

(18) 1848 年の基本法改正を受けて成立した、オランダ国籍法（Wet op het Nederlanderschap）（1850 年法令公報第 44 号）の成立に至る過程と政治的動向を検討しているものとして、吉田信『オランダ植民地統治と法的住民区分の変遷—国籍法と統治法による植民地住民の包摂と排除—』晃洋書房, 2025, pp.14-52 を参照。

(19) 19 世紀後半から、キリスト教のプロテスタントの改革派（カルヴァン派）の一部のグループ及びカトリック教徒が、政治運動、政党設立の準備などを行い、反革命党（Anti-Revolutionaire Partij: ARP）、ローマカトリック国家党（Roomsche-Katholieke Staatspartij: RKSP）等が設立された（佐藤 前掲注(17), pp.110-112）。19 世紀後半以降の保守主義政党及び改革派（カルヴァン派）政党の成立過程などを論じているものとして、作内由子「第 3 章 オランダにおける「政党」の成立—保守党の失敗とカルヴァン派政党の成功—」水島治郎編『保守の比較政治学—欧州・日本の保守政党とポピュリズム—』岩波書店, 2016, pp.57-78 を、カトリック政党について論じているものとして、同「オランダ・カトリックの政党観—スハーブマン『試論』（1883 年）を中心に—」『獨協法学』100 号, 2016.8, pp.181-203. <<https://dokkyo.repo.nii.ac.jp/records/548>> を参照。

(20) 見原礼子『オランダとベルギーのイスラーム教育—公教育における宗教の多元性と対話—』明石書店, 2009 を参照。第 1 章が、オランダにおける自由主義勢力とキリスト教のカトリック勢力及びカルヴァン主義勢力との間の教育闘争など、公教育の歴史的経緯を整理している。同, pp.66-69 では、このような政治的対立を通じて、学校教育、新聞、放送局、労働組合などのオランダの社会組織の編成を促し、「柱状化（verzuiling）」（カルヴァン派、カトリック、社会主義及び自由主義の 4 つの社会に事実上分断され、各部分社会を 1 つの柱とみなし、それらの柱の集合によって構成されること）と呼ばれる社会現象をもたらしたと説明している。

参照) 後は、国際環境の変化を背景とする改正が主となっていく。

1954年には、新たに憲章が公布された。これは、ウィルヘルミナ (Wilhelmina) 女王 (在位: 1890~1948年) が、オランダへのナチス・ドイツ侵攻に伴いロンドンに亡命中の1942年に「オランダ本国、インドネシア (Indonesië)、スリナム (Suriname) 及びキュラソー⁽²¹⁾」から成る、旧植民地を含めた国家同盟を目指すと表明したラジオ演説⁽²²⁾、第2次世界大戦後の王国の脱植民地化 (dekolonisatie; decolonization)⁽²³⁾政策、国際連合憲章第11章の「非自治地域に関する宣言 (Declaration Regarding Non-Self-Governing Territories)」⁽²⁴⁾などを背景にしたものであった。憲章の制定により、オランダ本国と旧植民地のカリブ海地域の構成国 (当時のスリナム及びオランダ領アンティル (Nederlandse Antillen) (旧キュラソー)) は、対等な関係において王国を一体として構成するものとされ、擬似連邦制へと移行した⁽²⁵⁾。

1960年代には、既存の政治制度に対する改革要求が社会の中で高まった⁽²⁶⁾。高まる政治改革の要求を背景に、政府は1967年に基本法の全面改正に向けた委員会を設置し、内務省内部で準備作業を進めた。委員会は、1971年に最終答申を提出し、1983年にはこの答申に沿う形で基本法が全面的に改正された⁽²⁷⁾。その後、カリブ海地域にある島国の法的地位の変更に係る憲章及び基本法の改正が、1985年から2017年にかけて行われた⁽²⁸⁾。

3 オランダ憲法の特徴

(1) 憲法秩序における憲章と基本法の関係

オランダ本国の憲法学者の文献では、オランダ本国、アルバ、キュラソー及びシント・マー

(21) この演説で指す「キュラソー」は「キュラソー島及びその属領 (Curaçao en Onderhorigheden)」を意味し、1948年の基本法改正以降に「オランダ領アンティル (Nederlandse Antillen)」と呼ばれるようになった (後述第II章第3節(1)(v)(c)参照)。経緯については、Gert Oostindie, “De gouverneurs van de Nederlandse Antillen: taken, omgeving en profiel sinds 1815,” *idem*, ed., *De gouverneurs van de Nederlandse Antillen sinds 1815*, Leiden: KITLV Press, 2011, p.13. <<https://pure.knaw.nl/ws/files/474848/gouverneurs.pdf>> を参照。

(22) Wilhelmina koningin der Nederlanden (M. G. Schenk en J. B. Th. Spaan, ingeleid door), *De koningin sprak: proclamaties en radio-toespraken van H.M. Koningin Wilhelmina 1940-1945*, Driebergen: Christelijk Lektuurkontakt, 1985, p.93.

(23) 植民地 (領土、保護領、信託統治領を問わない。) に対する主権をその支配国が放棄し、その植民地に自治権を与え、最終的に独立させるプロセス (Bryan A. Garner et al., eds., *Black's Law Dictionary*, 12th Edition, St. Paul, Minnesota: Thomson Reuters, 2024, p.515)。脱植民地化の概要を説明するものとして、デイン・ケネディ (長田紀之訳) 『脱植民地化一帝国・暴力・国民国家の世界史一』白水社, 2023, pp.11-19. (原書名: Dane Kennedy, *Decolonization: A Very Short Introduction*, New York: Oxford University Press, 2016) を参照。

(24) 国際連合憲章第73条e項では、非自治地域 (植民地など) の施政国は、その施政下にある地域の経済的、社会的、教育的状態に関する情報を定期的に国際連合事務総長に送付する義務を有すると規定されている (「非自治地域」国際連合広報センターウェブサイト <https://www.un.org/activities/peace_security/independence/non_selfgoverning_territories/>)。1955年の国際連合総会決議で、王国の憲章の制定により、その植民地であったカリブ海地域の憲法的地位に変更が生じ、同項に基づく情報伝達の停止が適切であるとの見解が出され、王国は情報伝達義務を免れた (“Communication from the Government of the Netherlands concerning the Netherlands Antilles and Surinam: resolution / adopted by the General Assembly,” 1955. United Nations Website <<https://digitallibrary.un.org/record/668597>>; “Communication from the Government of the Netherlands concerning the Netherlands Antilles and Surinam,” at 25-26, U.N.Doc. A/RES/945(X) (1955). *ibid.* <[https://docs.un.org/en/A/RES/945\(X\)](https://docs.un.org/en/A/RES/945(X))>)。

(25) 擬似連邦制をとる憲章の法秩序は、連邦国家 (federale) でありながらも単一国家 (eenheidsstatelijke) の要素も組み合わされ、さらに、非常に異質な構成国を単一の憲法的枠組みの中で相互に協力させるという、他に類を見ないものであり、法的に理解するのは容易ではないとの指摘がある (P.P.T. Bovend'Eert et al., *Grondwet en Statuut: De tekst van de Grondwet en het Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden, voorzien van commentaar*, Zesde druk, Deventer: Wolters Kluwer, 2023, pp.235-236 (Hoogers))。

(26) 首相の直接選挙、選挙制度改革を主張して1966年に結党した民主66 (Democraten 66: D66) は、その象徴的存在である。

(27) 改正基本法の条文の公布に関する1983年2月17日の政令 (Besluit van 17 februari 1983, ter bekendmaking van de tekst van de herziene Grondwet) (1983年法令公報第70号)

(28) 憲章の制定及び改正の経緯の詳細については、鳥澤 前掲注(6), pp.51-60 を参照。

ルテンの4つの構成国から成る王国全体の最高規範は、基本法ではなく、憲章であるとしている⁽²⁹⁾。この点、憲章と基本法の関係について、憲章第5条第2項の「基本法は、憲章の規定を遵守する。」という規定の文言からは、憲章が基本法の上位の法令であり、憲章の規定が基本法を拘束すると解釈することが可能である。しかし、憲章では、同条第1項の規定中に「王権及び立法権の行使は、憲章に規定されていない限り、基本法によって規定される」とあるように、基本法に言及する規定がある。また、憲章第13条第4項（王国国務院の国務委員の任命）では、オランダ本国の法律である国務院法(Wet op de Raad van State)（1962年法令公報第88号）に言及している（後述第II章第3節(2)(iii)参照）。

憲章第5条第1項及び第2項の解釈について、憲章案提出時のオランダ議会(Staten-Generaal)での政府説明では、王国の機関に関する規定の一部は憲章に規定されているが、それ以外については基本法の規定に付託される(verwezen)⁽³⁰⁾としていた。同条第2項については、基本法が特定の点について憲章と一致しない場合、憲章の規定が優先されることを表明し、基本法は憲章の規定に適合させなければならないとの説明がなされていた⁽³¹⁾。

また、憲章第48条は、各構成国は、自国の立法及び行政において憲章の規定を遵守しなければならないと定め、憲章が王国内で一般的に最高規範(hoogste orde)であることを規定する⁽³²⁾。そのため、憲章は王国によるカリブ3か国に対する行政監督について規定している（第50条第1項、第51条第1項）。オランダ本国においては、憲章の規定を遵守するために、必要な限りで基本法に定められるとしている（第50条第2項、第51条第2項）。

さらに、憲章の法秩序の主要原則の1つとして、各構成国による相互援助が挙げられる。この原則は、憲章の第3節の「相互援助、協議及び協力（第36～第40条）」に反映されている。同節について、政府説明では、「自治単位」としての各構成国の相互関係に関するもので、各構成国は互いに配慮し、「道徳的にも物質的にも」助け合い、支え合わなければならないと強調している⁽³³⁾。

(2) 基本法の総則規定

基本法では、第1条の前に、基本権及び民主的な法治国家の保障を内容とする総則が規定されている。その背景として、基本法は制定以来、前文を欠いていたところ、第4次バルケネンデ内閣(Kabinet-Balkenende IV)が、基本法に前文を加えることにより条文相互の関連性及び基本法全体の統一性を明らかにすることを目的とした基本法改正を検討していた⁽³⁴⁾。同内閣が設置した、基本法国家委員会(Staatscommissie Grondwet)は、2010年に報告書で「前文ではなく、一般的な規定を設けること」と勧告⁽³⁵⁾したことから、2016年に第2次ルッテ内閣(Kabi-

(29) Bovend'Eert et al., *op.cit.*(25), p.3 (Bunschoten).

(30) 我が国の法令で「ある事象に関する規定を、それと類似する他の事象について、必要な変更を加えて働かせる」場合には、規定を「準用」とされている（法制執務研究会編『新訂 ワークブック法制執務 第2版』ぎょうせい, 2018, p.774）。これに対して、王国では、憲章にない王国の機関に関する規定が、基本法の規定が準用される代わりに「付託」される根拠が何かが、オランダ憲法の研究の課題になると考えられる。

(31) Ontwerp van wet, *Kamerstukken II* 1953/54, 3517, 2, p.11. <https://repository.overheid.nl/frbr/sgd/19531954/0000282952/1/pdf/SGD_19531954_0001002.pdf>

(32) *ibid.*, p.17; Bovend'Eert et al., *op.cit.*(25), p.298 (Hoogers).

(33) Ontwerp van wet, *ibid.*, p.14; Bovend'Eert et al., *ibid.*, pp.283-284 (Bovend'Eert).

(34) “Preamble en de Nederlandse Grondwet.” PDC Website <https://www.denederlandsegrondwet.nl/id/vi49m4bzqans/preamble_en_de_nederlandse_grondwet>

(35) Staatscommissie Grondwet, *Rapport Staatscommissie Grondwet*, 2010, pp.35-42. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/blg-86969.pdf>>

net-Rutte II) が基本法に総則規定を追加する基本法改正案を提出し、オランダ議会で可決され⁽³⁶⁾、2022 年に、総則規定の追加に関する基本法を改正する 2022 年 7 月 6 日の法律 (Wet van 6 juli 2022, houdende verandering van de Grondwet, strekkende tot het opnemen van een algemene bepaling) (2022 年法令公報第 332 号) が公布された。

(3) 君主制

国王⁽³⁷⁾は、カリブ 3 か国を含む王国の一体性を象徴している⁽³⁸⁾。王位の継承は、ユリアナ (Juliana) 女王 (在位: 1948～1980 年) の正統な後継者 (wettige opvolgers)⁽³⁹⁾による継承 (憲章第 1a 条) 又はウィレム 1 世の正統な後継者による世襲である (基本法第 24 条)⁽⁴⁰⁾。基本法は、個人としての国王に、政府を構成する不可侵の君主として、議院内閣制 (parlementaire stelsel)⁽⁴¹⁾の下、大臣と共同で政府を構成する公的な機関の役割を認めている (第 42 条)。

オランダ本国の国政における国王の権限は、1848 年の基本法改正以降形式的なものとなっている。また、国王は国務院の議長として (基本法第 74 条第 1 項)、国務院会議に臨席していたが、2010 年の国務院法改正による組織改編に伴い助言部局及び行政裁判部局の構成員から除外され、もはや各部局の会議に参加することはなくなっている⁽⁴²⁾。

(4) 議院内閣制

オランダ本国は、議院内閣制の国である (本節(3)参照)。この点、基本法には明示されてい

(36) “Algemene bepaling grondrechten en rechtsstaat.” PDC Website <https://www.denederlandsegrondwet.nl/id/vklqlw5yh8jf/algemene_bepaling_grondrechten_en>

(37) オランダ語で国王は koning、女王は koningin。基本法では、第 2 章 (政府) の第 1 節 (国王) と第 2 節 (国王及び大臣) で国王 (koning) について規定され、補則第 XIV 条 (法律の公布の形式等) で女王 (koningin) について規定されている。憲章では、第 1a 条 (王位の継承) でユリアナ女王陛下 (Hare Majesteit Juliana) について規定され、同条以外に国王 (koning) に関する規定がある。

(38) Voermans, *op.cit.*(5), p.93.

(39) 1848 年当時の王位継承規定である基本法第 11 条 (“11: Kroon der Nederlanden opgedragen aan Willem Frederik en zijn nakomelingen.” PDC Website <https://www.denederlandsegrondwet.nl/id/vi7aaw51ahqd/eerste_afdeeling_van_de_troonopvolging#p1>) 中の “wettige nakomelingen” を「正統子孫」と訳出したものとして、神田孝平訳『和蘭政典上』(1848 年校定) 1868, [p.7]. <<https://doi.org/10.11501/994292>> を参照。この点、ヨーロッパの王位継承における「正統」には、日本とは異なり庶出 (嫡出ではない。) を含まないことなどを指摘するものとして、大川真「一八四八年改正オランダ王国憲法と日本の皇統論」『日本思想史学』54 号, 2022, pp.117-133. <https://ajih.jp/backnumber/pdf/54_02_04.pdf> を参照。皇統の「正統」(legitimacy) に係る訳語などについて検討しているものとして奥平康弘『「萬世一系」の研究—「皇室典範的なるもの」への視座— 下』(岩波現代文庫 学術 360) 2017, pp.103-105 を、皇統の「正統」をめぐる日本と西欧諸国の違いを説明したものとして「澳國スタイン博士講演録 坤」(子爵藤波言忠筆記) 堀口修編著『明治立憲君主制とシュタイン講義—天皇、政府、議会をめぐる論議—』慈学社出版, 2007, pp.252-253 を参照。

(40) 憲章第 5 条第 2 項 (基本法は、憲章の規定を遵守する。) に基づき、憲章第 1a 条で定めるユリアナ女王の正統な後継者の継承規定が優先する (本節(1)参照)。

(41) 我が国では「議会と政府が一応分立しつつ、議会の信任を内閣存立の必要条件とする統治の仕組み」と説明されている (高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第 6 版』有斐閣, 2025, p.188)。主要各国の立法権 (議会) と行政権 (政府) との関係の種類、議院内閣制の本質などについて述べるものとして、芦部信喜、高橋和之補訂『憲法 第 8 版』岩波書店, 2023, pp.355-357 を参照。英国では、初期の議院内閣制は、内閣が国王と議会の双方に責任を負いつつ、両者の間で均衡をとりながら統治の要として役割を果たす二元主義型議院内閣制と呼ばれ、その後、選挙法改正などを通じて議会が地位を高め、国王の権力が形式化・名目化し、内閣が実質的に議会にのみ責任を負う一元主義型議院内閣制と呼ばれるようになったことを解説するものとして、毛利透ほか『憲法 I 総論・統治 第 3 版』(LEGAL QUEST) 有斐閣, 2022, pp.236-237 (浅野博宣執筆) を参照。これに対して、オランダ本国の議院内閣制では、政府とオランダ議会の力関係の観点から、「一元主義」と「二元主義」が議論されている (後述本節(4)参照)。

(42) 国務院の再編に関連する国務院法を改正する 2010 年 4 月 22 日の法律 (Wet van 22 april 2010 tot wijziging van de Wet op de Raad van State in verband met de herstructurering van de Raad van State) (2010 年法令公報第 175 号)

ないが、政府とオランダ議会の力関係について、一元主義（monisme）か二元主義（dualisme）かで議論されることがある⁽⁴³⁾。一元主義とは、一方の機関が他方の機関よりも優位に立つ、又は主導権を握ることである。二元主義とは、政府とオランダ議会の間の協力と均衡のシステムを意味し、これらの機関の互いからの独立性と自律性を強調するものである。政府とオランダ議会の関係には、一元主義的傾向と二元主義的傾向の両方が見られるとされる⁽⁴⁴⁾。

トルベッケは、二元主義を強調し、立憲君主制は「絶対的な意思は存在しないが、互いに制限し合う機関の相互関係の中に存在し、自由に協力するよう設計されている。」と主張していた⁽⁴⁵⁾。1913年の総選挙後に成立したコルト・ファン・デル・リンデン（Cort van der Linden）内閣では、党派色の薄い議会外内閣（extra-parlementaire kabinetten）が成立し、1917年の基本法改正による比例代表制の導入後は、第二院（Tweede Kamer）の政府与党と緊密な信頼関係を持たない議会外内閣が一般的になったとされる⁽⁴⁶⁾。第二次世界大戦以降は、内閣と第二院の連立政権の多数党との間に強い政治的結び付きがあり、緊密な協力関係が築かれ、政府とオランダ議会の一元主義的な関係が見られるようになったと指摘されている⁽⁴⁷⁾。

一方で、1983年の全面改正後の現行の基本法では、オランダ議会の政府からの独立と自治を幾つかの点で強調し、構成、組織及び手続の分野において、基本法は政府からの分離を明確に定めているとの指摘がある。すなわち、一元主義では、政府とオランダ議会が、互いに独立し、権限を行使する2つの対等な国家機関であるという、権力分立の概念は曖昧になるというものである⁽⁴⁸⁾。また、第1次バルケネンデ内閣（Kabinet-Balkenende I）が2002年に組閣のために連立合意をした際には、内閣とオランダ議会のより二元的な関係を促進することが望ましいとの見解が表明された⁽⁴⁹⁾。さらに、第4次ルッテ内閣（Kabinet-Rutte IV）が2021年に組閣のための連立合意をした際には「我々は、議会と内閣のより明確な分離を求めている。議会の監督及び立法の役割を強化したい。」と表明された⁽⁵⁰⁾。しかし実際には、政府とオランダ議会は現時点では、二元的な関係を築くことができない状況であり、一元主義から二元主義への転換は非常に難しいと指摘されている⁽⁵¹⁾。

(43) オランダ本国の議院内閣制の成立過程において、執行権（政府）と立法権とが独立して意思決定を行う二元主義的政治慣行などの特殊性があること等を指摘するものとして、岸本由子「オランダにおける議院内閣制の成立」『日蘭学会会誌』33巻1号、2008.12、pp.21-37を参照。

(44) P.P.T. Bovend'Eert en H.R.B.M. Kummeling, *Het Nederlandse Parlement*, Dertiende druk, Deventer: Wolters Kluwer, 2024, pp.564-565. オランダ本国の二元主義的政治慣行について、大衆政党組織化の過程でどのようにして閣僚及び議員が議会外の党組織から自律性を確保し続けたのかを考察したものとして、岸本由子「オランダ型議院内閣制の起源—議会内多数派と政府との相互自律性—」『国家学会雑誌』122巻7・8号、2009.8、pp.1024-1078。<<https://doi.org/10.11501/11680563>>を参照。

(45) J.R. Thorbecke, “Narede,” *Parlementaire redevoeringen*, Ministerie. Van september 1865 tot february 1866, Deventer: A. Ter Gunne, 1870, p.XV。<https://books.google.co.jp/books?id=iW61eHagMGAC&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbs_ge_summary_r#v=onepage&q&f=false>

(46) Elzinga et al., *op.cit.* (3), p.646. 第一院議員が原則として州議会議員により間接的に選出されるのに対して、第二院議員がオランダ国民から直接選出されることについては、後述第II章第3節(1)(ii)(a)を参照。

(47) Bovend'Eert en Kummeling, *op.cit.* (44), p.566.

(48) *ibid.*, p.567.

(49) Brief van de Informatie, *Kamerstukken II* 2001/02, 28375, 5, p.5。<<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-28375-5.pdf>>

(50) VVD, D 66, CDA en ChristenUnie, “Omzien naar elkaar, vooruitkijken naar de toekomst: Coalitieakkoord 2021 - 2025,” 2021.12.15, p.5。<<https://open.overheid.nl/documenten/ronl-f3cb0d9c-878b-4608-9f6a-8a2f6e24a410/pdf>>

(51) Bovend'Eert en Kummeling, *op.cit.* (44), p.569.

(5) 国際法の優越

国際法の優越に関連する条文は、基本法の重要な特色をなしている。1953年の改正により、国内法に対する国際法の優越が明確に規定された⁵²。

基本法は、政府に対して国際的な法秩序の発展を推進させることを要請している（第90条）。条約の批准には議会の事前承認が必要とされているが（第91条第1項）、条約の規定が基本法と抵触する場合でも、議会における投票総数の3分の2以上の賛成を要件として、基本法改正を伴うことなく批准を可能としている（同条第3項）⁵³。条約及び国際機関の決定の全ての者を拘束する規定は、それらが公示された後に拘束力を生じ（基本法第93条）、その規定に抵触する国内法の規律（*voorschriften*）は、適用されない（基本法第94条）。基本法第93条及び第94条は、条約等の全ての者を拘束する規定（自動執行条項）が基本法と法律を含む国内法の裁判規範として機能することを意味するものと解されている⁵⁴。また、第92条は、条約により又は条約に基づき、立法・行政・裁判の各権限を国際機関に委譲することができると規定している。

(6) 違憲審査制度の欠如

基本法は、裁判所による法律及び条約の違憲審査を認めていない（第120条）（後述第Ⅱ章第3節(1)(iv)(b)参照）。「基本法の改正に抵触する現行の法律及びその他の定め並びに決定は、基本法に対応した措置が講じられるまで維持される」（基本法第140条）ため、第120条は裁判の場面における基本法に対する法律の優越性を示しているとする指摘がある⁵⁵。他のヨーロッパ諸国と比較しても、裁判による違憲審査を基本法に相当する憲法により明確に禁じている国は例外的である。法律の制定手続及び内容の合憲性は、政府とオランダ議会によって判断される。

(7) 教育の自由と政教分離・学校間分離

教育について定めた基本法第23条は、政教分離の観点から独特の性格を基本法に与えている。同条は、公立の教育機関のみならず宗教又は特定の信条に基づき設立される私立の教育機関に対しても、法律に定める一定の基準を満たす限りにおいて、国庫からの財政補助を認めている。1848年の自由主義的憲法改革に伴い導入された政教分離原則は、宗派系学校への公的財政補助をめぐる政治的闘争を惹起した。1917年には、政治的妥協により基本法が改正され、現行（1983年の全面改正後）の第23条に相当する教育に関する規定が置かれた。

1917年の基本法の改正後、第23条に相当する教育に関する規定及び同条について大きな改正はされていない⁵⁶が、1990年代中期から2000年代初期にかけて、同条の見直しがオランダ

⁵² 1953年の国際法優越を盛り込んだ基本法改正の際に、条約と基本法を含む国内法との関係について、王国の外務省法律顧問が解説したものとして、H.F. ファン・パンホイス（憲法調査会事務局訳）『オランダ憲法と国際法』憲法調査会事務局、1961、pp.20-24。（原書名：Jonkheer H.F. van Panhuys, “The Netherlands Constitution and International Law,” *American Journal of International Law*, vol.47 no.4, 1953.10, pp.553-558）<<https://doi.org/10.11501/2999744>>を参照。基本法の国際法優越性原則の要点を紹介するものとして、杉山茂樹「オランダ憲法の国際法優越性原則」『名寄市立大学社会福祉学科 研究紀要』14号、2024.3、pp.27-40。<<https://doi.org/10.69254/0002000153>>を参照。

⁵³ 第91条第3項（同様の趣旨を定めた基本法の旧規定を含む。）は、これまで3回適用された。欧州防衛共同体条約（*Europese Defensie Gemeenschap*）（1954年法令公報第25号）、ニューギニア移譲に関するインドネシアとの条約（*New York tussen het Koninkrijk der Nederlanden en de Republiek Indonesië gesloten Overeenkomst inzake Westelijk Nieuw-Guinea (West-Irian)*）（1962年法令公報第363号）、国際刑事裁判所に関するローマ規程（*Statuut van Rome inzake het Internationaal Strafhof*）（2001年法令公報第343号）である。

⁵⁴ Bovend'Eert et al., *op.cit.*(25), p.171 (Fleuren).

⁵⁵ Voermans, *op.cit.*(5), p.113.

⁵⁶ Bovend'Eert et al., *op.cit.* (25), p.71 (Bunshoten); A.D. Belinfante en J.L. de Reede, N.S. Efthymiou et al., *Bewerkt Door, Beginselen van het Nederlandse Staatsrecht*, 20 druk, Deventer: Wolters Kluwer, 2023, pp.270-272.

本国内で議論されたことがあった。その社会的背景として、主にイスラム教徒の増加に伴った人種間での学校間分離が都市部を中心にオランダ本国で拡大していることから、宗教の機能変容や多元化といった現代社会に適応し得る公教育を再構築していくための、同条の再検討や改正の是非をめぐる考察が求められたとの指摘がある⁵⁷⁾。2001年12月に教育文化科学省 (Ministerie van Onderwijs, Cultuur en Wetenschap: OCW) が教育審議会 (Onderwijsraad) に同条の見直しについて諮問したところ、同審議会は同条の調査研究を行った。2002年7月に同審議会は、宗派系学校を含む私立学校の教育 (bijzonder onderwijs) の運営体制に対する立法による強制的介入は現時点では教育の自由 (vrijheid van onderwijs) と両立しないことなどから、同条を改正する緊急性はないとの答申をした⁵⁸⁾。

II 憲法の内容

本章では、第1節でオランダ本国を含む王国全体に係り、憲章で定められている王国事項の内容を説明する。第2～4節の各節では、オランダ本国の統治原則について定める基本法の内容を説明した後、王国と各構成国の間及び各構成国間の統治原則を定める憲章の内容を説明する。

1 王国事項

憲章は、連邦国家における連邦と各州の関係と同様に、王国と各構成国の権限を区分し、王国が一元的に対処し、王国全体で規制する必要がある王国事項を定めている。その目的は、王国に関与されない、各構成国で決定できる範囲を可能な限り残すことであるとの指摘がある⁵⁹⁾。憲章第41条第1項では、各構成国は独立して各構成国の事項を自国で処理でき、憲章第42条第1項では、各構成国の国家組織は、それぞれの基本法又は構成国憲法で定めると規定している。カリブ3か国の構成国憲法の改正案は、同条第2項で、それぞれの代表機関の3分の2の賛成票で採択できることとされている。

憲章第3条第1項では、王国事項として、王国の独立及び防衛の維持、外交関係、オランダ国籍 (Nederlanderschap)、勲章 (ridderorden)、王国の国旗及び紋章、船舶の国籍 (nationaliteit van schepen)、オランダ人 (Nederlander) 及び外国人の入国許可及び国外退去、犯罪人引渡しなどを規定している。また、憲章第43条では、基本的人権及び自由、法的確実性及び統治の健全性の保障を、王国事項と定めている。

⁵⁷⁾ 見原 前掲注20, pp.174-176; 太田和敬「オランダ教育制度における自由権と社会権の結合—国民の教育権論の再構築のために—」『人間科学研究』31号, 2009, pp.19-21, 30. <<https://bunkyo.repo.nii.ac.jp/records/591>>; 澤田裕之「資料解題 教育審議会報告書「憲法第23条の在り方」(2002年)—オランダにおける私学の自由に着目して—」『教育制度研究紀要』7号, 2012.2, pp.119-122. <<http://hdl.handle.net/2241/116805>> を参照。

⁵⁸⁾ Onderwijsraad, *Vaste grond onder de voeten: Een verkenning in zake artikel 23 Grondwet*, 2002, pp.99-100. <<https://archieff22.sitearchief.nl/archives/sitearchief/20190923054357/http://onderwijsraad.esn.nl/upload/documents/publicaties/volledig/artikel23.pdf>> を参照。この答申の解説として、太田 同上; 澤田 同上, pp.122-129 を参照。

⁵⁹⁾ Belinfante en Reede, *op.cit.* (56), p.331.

2 人権

(1) 基本法における規定

(i) 一般原則

1983年の全面改正により、人権規定は古典的な自由権に社会権を加えた基本権（*grondrechten*）として第1章にまとめられている。第1条は平等原則を定める。オランダ本国に居住する全ての者は、国籍に関わりなく同一の状況下では平等に取り扱われる。続いて、信仰、信条、政治的見解、人種、性別、障害、性的指向その他いかなる理由による差別も禁じている。第1条が「オランダ本国に居住する全ての者」に言及していることを受け、第2条は法律がオランダ人と外国人について定める内容を規定している。第1項はオランダ国籍の範囲の規定、第2項は外国人の入国許可及び国外退去の規定、第3項は犯罪人引渡しに係る規定、第4項は出国の自由を保障する規定である。

(ii) 参政権

第3条で、全てのオランダ人に公務就任権を認めている。第4条は、全てのオランダ人に等しく選挙権（*actief kiesrecht*）と被選挙権（*passief kiesrecht*）を保障している。選挙権及び被選挙権は共に、1983年の改正以降18歳を年齢要件としている（第54条第1項、第56条及び第129条第1項）。国政における選挙権及び被選挙権については、オランダ国籍の保持が要件とされている（第54条第1項及び第56条）。国外に居住するオランダ人については、在外投票による選挙権の行使のみ認められている（後述本章第3節(1)(ii)(a)参照）。基礎自治体における選挙権及び被選挙権については、オランダ人に加え、外国人にも付与することが可能である（第130条）⁶⁰⁾。

(iii) 自由権

精神活動については、信仰と信条の告白の権利（第6条）、表現の自由（第7条）、結社の権利（第8条）、集会及び示威行動の権利（第9条）が保障されている。第7条第2項はラジオ・テレビ放送の内容に対する事前監督を禁じているが、第3項では善良の風俗の保護のために16歳未満の者を対象とする行事に対する例外を設けている。なお、第4項は、表現の自由に関する規定が商業広告には適用されないとしている。

第10条第1項は、個人のプライバシーの権利について定めている。第2項は個人データの保護、第3項は個人データの記録と提供に対する開示請求権を保障している。また、身体の不可侵性（第11条）、住居の不可侵（第12条）、信書及びテレコミュニケーション（*telecommunicatiegeheim*）の秘密⁶¹⁾（第13条）が保障されている。

財産の収用は一般の利益のためにのみなされ、原則として完全な補償を要求している（第14条）。

人身の自由については、第15条で自由剥奪の際の権利について定め、未決勾留中の者に妥当な期間内に裁判を受ける権利を保障している。第113条第3項は自由を剥奪する刑罰は、裁判機構（*rechterlijke macht*）のみが科することができることを定め、第114条は死刑の禁止を規定している。刑事罰の不遡及原則（第16条）、合理的な期間内に公正な裁判を受ける権利（第

⁶⁰⁾ 第130条を受け、基礎自治体法（*Gemeentewet*）（1992年法令公報第96号）第10条が、EU加盟国の国籍を有する居住者又はオランダ国内に5年以上正規に居住している定住外国人という要件を定めている。

⁶¹⁾ 電子メールを含む全てのデジタル通信の秘密を含む（“*Modernisering brief-, telefoon- en telegraafgeheim* (2022).” PDC website <https://www.denederlandsegrondwet.nl/id/vklvhp6rtbad/modernisering_brief_telefoon_en>; 山岡規雄「【オランダ】憲法改正」『外国の立法』No.294-2, 2023.2, p.37. <<https://doi.org/10.11501/12542920>>）。

17 条)、法律扶助 (第 18 条) などが保障されている。

教育に関して第 23 条は、教育の自由 (方針の自由 (*vrijheid van richting*)、設立の自由 (*vrijheid van oprichting*) 及び組織・運営の自由 (*vrijheid van inrichting*))⁶²を規定している。また、公金から全額支出された私立学校教育と公立学校教育の質を等しく保障するように法律で定めること、法律の定める要件を満たす私立学校による初等普通教育は公立学校教育と同一の基準に従い公金から支出を受けることなどを規定している (第 I 章第 3 節 (7) 参照)⁶³。

(iv) 社会権

国の責務として、十分な就労機会の促進 (第 19 条第 1 項)、生計の確保と福祉の拡大の保障、社会保障権 (第 20 条)、国土の居住適性及び生活環境の保護と改善 (第 21 条)、国民の健康の増進、十分な居住機会の促進、社会的・文化的発展と余暇活動の促進 (第 22 条) などが規定されている。

(2) 憲章における規定

(i) 基本的人権及び自由の保障

第 43 条で基本的人権及び自由の保障を王国事項と定め、これらに係る条項について、各構成国は、構成国憲法を改正する場合には王国政府 (*regering van het Koninkrijk*) の同意 (第 44 条) が、基本法を改正する場合にはカリブ 3 か国と協議すること (第 45 条及び第 10 条) が必要になる。一方で、各構成国で保障される人権の具体的内容に関する規定はなく、各構成国の基本法又は構成国憲法に委ねられている (第 42 条)。

(ii) 参政権

参政権の行使の前提となるオランダ国籍は、憲章で王国事項と規定されている (本章第 1 節参照)。オランダ人であることの要件は、オランダ国籍に関する王国法律 (*Rijkswet op het Nederlanderschap*) (1984 年法令公報 628 号) で定められている。

各構成国の代表機関の選挙権は、各構成国の居住者かつオランダ人で、各構成国は居住要件及び年齢制限を設けることができるとされる (第 46 条第 1 項)。また、各構成国は、当該構成国に居住していないオランダ人に選挙権を与えることや、当該構成国に居住する外国人でオランダ人について定める居住要件を満たしている者に、選挙権及び被選挙権を与えることができるとされている (同条第 2 項)。これは、1983 年の基本法の全面改正により、法律によってオランダ本国内に居住していないオランダ人に第二院の選挙権を与え (第 54 条第 1 項)、基礎自治体議会の議員の選挙権及び被選挙権を外国人に付与できるとした (第 130 条) ことと矛盾させないために、1985 年に憲章を改正⁶⁴したことによるものである (本節 (1) (ii) 参照)⁶⁵。

⁶² Bovend'Eert et al., *op.cit.* (25), p.72 (Bunshoten). このうち、方針の自由の「方針 (*richting*)」について、基本法第 23 条で何を意味するのかが明確に定義されず、議論の余地があると指摘しているものとして、Onderwijsraad, *op.cit.*(58), p.92 を参照。同条の “*richting*” の元来の意味である「信念、信仰、宗派、政治的信念」に限定されるのかどうかなどについて検討しているものとして、見原 前掲注(20), pp.174-176 を参照。

⁶³ オランダ本国の学校選択制に関連して、基本法第 23 条と教育の自由、保護者の学校選択の権利等との関係などに関する状況を紹介しているものとして、太田 前掲注(57), pp.24-25; 黒川直秀「オランダの教育と学校選択制」『レファレンス』768 号, 2015.1, pp.79-99. <<https://doi.org/10.11501/8941426>> を参照。

⁶⁴ オランダ王国の構成国の代表機関の選挙に関するオランダ王国憲章を改正する 1985 年 1 月 11 日の王国法律 (*Rijkswet van 11 januari 1985 tot wijziging van het Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden betreffende de verkiezing van de vertegenwoordigende lichamen van de landen*) (1985 年法令公報第 148 号)

⁶⁵ Bovend'Eert et al., *op.cit.* (25), p.297 (Hoogers); Belinfante en Reede, *op.cit.*(56), p.38.

3 統治機構

(1) 基本法における規定

(i) 国王

オランダ本国は、立憲君主制を採用している。王位継承については、基本法の規定ではオラニエ=ナッサウ (Oranje-Nassau) 公ウィレム 1 世の正統な (嫡出の) 子孫に出生順に継承され、後継者は 3 親等内で性別を問わない (第 24 条及び第 25 条)⁶⁶⁾。第 39 条に基づき、王室について定めた法律 (王室の構成員資格に関する法律 (Wet lidmaatschap koninklijk huis) (2002 年法令公報第 275 号)) は、その範囲を国王、国王の推定後継者 (vermoedelijke opvolger)、国王の後継者に成り得る 2 親等内の血族、退位した国王並びにこれらの配偶者及び寡夫又は寡婦と定めている⁶⁷⁾。国王や王位継承権を持つ者の婚姻は、議会の承認を必要とする。議会の承認を経ない婚姻に対しては、退位 (基本法第 28 条第 1 項) 又は王位継承権の喪失 (同条第 2 項) が規定されている⁶⁸⁾。王室の構成員のうち、国王、国王の 18 歳以上の推定後継者、国王を退位した者及びそれらの各配偶者等には、基本法に基づいて国庫から給付金が支給される (第 40 条第 1 項、王室財政法 (Wet financieel statuut van het Koninklijk Huis) (1972 年法令公報第 701 号) 第 1 条及び第 2 条)⁶⁹⁾。

基本法には、国王が国家元首である旨の規定はない。一方で、1983 年に全面改正する際の基本法改正案の審議で、ドリス・ヴァン・アクト (Dries van Agt) 首相 (キリスト教民主アピール (Christen-Democratisch Appèl: CDA)) が、国王が国家元首であることは自明 (vanzelfsprekend) であり、基本法にその旨の規定を置く必要はないと答弁した⁷⁰⁾。国家元首としての機能は、対外的に王国を代表することなどに表れているとされている⁷¹⁾。

王位継承に関するその他の規定としては、例外的な状況において、そのための法律案を政府が発議し、オランダ議会の両院合同会議での 3 分の 2 以上の賛成を得ることで、王位継承権の変更を可能にするものがある (第 29 条)⁷²⁾。後継者が不在の際も、そのための法律案を政府が発議し、オランダ議会が後継者を指名する (第 30 条)。また、国王が執務不能の状態に陥った場合の規定 (第 35 条) 及び摂政に関する規定 (第 37 条) がある。国王の即位式は首都のアムステルダムで挙行され、国王は基本法に対する忠誠等を宣誓する (第 32 条)。

国王は、大臣とともに政府を構成する (第 42 条第 1 項)。基本法上、国王に付与された主な

⁶⁶⁾ 王位継承に係る基本法の改正の経緯を解説しているものとして、山田敏之「ヨーロッパ君主国における王位継承制度と王族の範囲—女系継承を認めてきた国の事例—」『レファレンス』803 号, 2017.12, pp.15-19. <<https://doi.org/10.11501/11003874>> を参照。

⁶⁷⁾ 王室の構成員 (10 名) を紹介しているものとして “Leden Koninklijk Huis.” Koninklijk Huis Website <<https://www.koninklijkhuis.nl/leden-koninklijk-huis>> を、王室に含まれない王族 (koninklijke familie) を紹介しているものとして “Koninklijke familie.” *ibid.* <<https://www.koninklijkhuis.nl/leden-koninklijk-huis/koninklijke-familie>> を参照。

⁶⁸⁾ これまで、オランダ議会の承認を経ない婚姻により、1964 年にイレーネ (Irene) 王女が、1975 年にクリスティナ (Christina) 王女が、2004 年にフリーゾ (Friso) 王子が、2005 年にピーター=クリスチャン (Pieter-Christiaan) 王子及びフロリス (Floris) 王子が継承権を喪失している (山田 前掲注66), pp.18, 20)。

⁶⁹⁾ 2009 年から 2019 年までの国王等の経費などを分析しているものとして、Herman Matthijs, *What's the public budget cost of Monarchs and Presidents?: a study over 11 western countries*, Beau Bassin: LAP LAMBERT Academic Publishing, 2020, pp.14-23 を参照。2026 年の国王等への国庫からの給付金の予算については、“Begroting van de Koning.” Koninklijk Huis Website <<https://www.koninklijkhuis.nl/onderwerpen/financien-koninklijk-huis/begroting-van-de-koning>> を参照。

⁷⁰⁾ *Handelingen van de Tweede Kamer der Staten-Generaal* 1980 / 81, p.2618. <https://repository.overheid.nl/frbr/sgd/19801981/0000158334/1/pdf/SGD_19801981_0000541.pdf>

⁷¹⁾ C.A.J.M. Kortmann, P.P.T. Bovend'Eert et al., *Bewerkt Door, Constitutioneel recht*, 8. druk, Deventer: Wolters Kluwer, 2021, p.189.

⁷²⁾ 第一に想定されているのは、深刻な身体的又は精神的疾患である。Elzinga et al., *op.cit.* (3), p.495.

権限は、政府の施政方針演説の実施（第 65 条）、内閣の議長職の遂行（第 74 条）、法律案の提出権（第 82 条）、議会が可決した法律案の裁可（第 87 条第 1 項）、法律及び勅令への署名（第 47 条）、法律の公布（補則第 XIX 条）である。こうした国王の権限は、国王が 18 歳に達した後に行使される（第 33 条）。これらの条文の規定では、国王が形式的には重要な権限を有しているが、それを行行使できるのは、事実上、限定的であるとされている⁽⁷³⁾。国王は閣僚との協力に依存し、1983 年の基本法改正以来、政府側は一貫して、閣僚の責任により、国王の権能は閣僚の協力に依存するという立場をとっており、国王は、政府において控えめな助言的役割を果たすにすぎないと指摘されている⁽⁷⁴⁾。また、国王の役割を、統治権限のない儀礼的な国家元首に縮小すべきであるという考えから、象徴的な君主制を実現させ、国王は国家元首としての役割のみを担い、法律や勅令の制定には一切関与しないことを目指す基本法改正案⁽⁷⁵⁾が、オランダ議会で第二院議員から 2011 年に提出されたことがあった⁽⁷⁶⁾。

（ii）立法

（a）オランダ議会の構成・選挙

オランダ議会は、全てのオランダ国民を代表し（第 50 条）、第二院と第一院（Eerste Kamer）から構成される 2 院制である（第 51 条第 1 項）⁽⁷⁷⁾。第二院の定数は 150 人、第一院の定数は 75 人である（同条第 2 項及び第 3 項）。両議院の議員の任期は 4 年（第 52 条第 1 項）で、解散がない限り任期が継続する。各議院は勅令により解散されることがある（第 64 条第 1 項）。第二院における解散後に集会する任期は、5 年を超えない期間を法律で定めることとされている。第一院の任期は、解散された第一院の任期の満了が予定されていた時点で終了する（同条第 4 項）。議員の選出は比例代表制に基づく（第 53 条）⁽⁷⁸⁾。

各議院の議長は、議員の中から任命される（第 61 条第 1 項）。国王が政府の施政方針演説を行う毎年 9 月の第 3 火曜日には、両院合同会議が開催される（第 65 条）。これは、王位継承など特別な案件を審議する場合にも開催される（第 29 条第 2 項等）。第一院議長は、両院合同会議の議長も務める（第 62 条）。オランダ議会の会議は、公開とされている（第 66 条第 1 項）。口頭又は書面によるものであれ、審議における議員の発言は免責の対象とされている（第 71 条）。

第二院の選挙権資格は、原則としてオランダ国籍を有する 18 歳以上の者である（第 54 条第 1 項）。法律で指定された罪を犯したため、有罪の確定判決を受け 1 年以上の自由刑を宣告され、これと同時に選挙権を剥奪された者は、選挙権を喪失する（同条第 2 項）。

国外に居住するオランダ人（以下「在外オランダ人」という。）は事前登録により投票が可能である（選挙法（Kieswet）（1989 年法令公報第 423 号）D3 条）。

第一院議員は、原則として州議会選挙後 3 か月以内に州議会議員により間接的に選出される（基本法第 55 条第 1 項）。例外として、在外オランダ人は、第二院の選挙権資格を有していれば、第一院議員の選挙と選出が直接可能である（同条第 2 項）。法律で州議会議員の任期を 4 年以外の期間とした場合、第一院議員の任期もそれに応じて変更される（基本法第 52 条第 2 項）。

(73) Kortmann, *op.cit.*(71), p.169.

(74) *ibid.*, pp.169-170.

(75) *KamerstukkenII* 2010/11, 32867, 1-3. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/dossier/32867>>

(76) Kortmann, *op.cit.*(71), p.170.

(77) 第一院を Upper House、第二院を Lower House と英訳することが多い。日本語でも上院、下院と訳すことがある。

(78) 1917 年の基本法改正による比例代表制の導入から 2017 年までの、オランダ本国における第二院の議席獲得と連立政権の状況を考察しているものとして、水島治郎「オランダ「完全比例代表制」の 1 世紀—」『年報政治学』2021-I, 2021.6, pp.40-61. <https://doi.org/10.7218/nenpouseijigaku.72.1_40> を参照。

両議院の被選挙権を有する者は、オランダ国籍を保持する 18 歳以上の選挙権保持者である（基本法第 56 条）。

(b) 議員

第 57 条第 2 項は、議員に対して、大臣、副大臣、國務院の構成員、会計検査院の検査官、全国オンブズマン、副オンブズマン、最高裁判所裁判官、最高裁判所の検事総長（*Procureur-Generaal*）⁽⁷⁹⁾又は検事（*Advocaat-Generaal*）との兼職を認めていない。ただし、辞意を表明した大臣又は副大臣は、正式な辞職決定まで議員を兼職することが認められる（第 57 条第 3 項）。オランダ本国では組閣に時間を要することがあるため（後述本項 (iii) (b) 参照）、この規定は組閣までの暫定内閣期間に重要な意味を持つ。例えば、総選挙に当たり総辞職した内閣は、次期内閣の組閣までの期間、暫定内閣を構成する。暫定内閣の閣僚は、通常、直近の選挙で第二院議員に当選しているため、議員と閣僚とを兼職することとなる。第 57 条第 4 項に基づき、兼職を認められない他の公職が、法律により定められている。第 63 条に基づき、議員の歳費は第二院議員にのみ支給されている（第二院議員の歳費に関する法律（*Wet schadeloosstelling leden Tweede Kamer*）（1990 年法令公報第 622 号））。第一院議員は、出席日数に応じた手当が支給される（第一院議員の報酬に関する法律（*Wet vergoedingen leden Eerste Kamer*）（1995 年法令公報第 291 号））。

(c) オランダ議会の権限—立法活動等

オランダ議会は、本会議（*plenaire vergadering*）又は委員会（*commissie*）において案件を処理する⁽⁸⁰⁾。また、政府と共同して法律を制定する（第 81 条）。大臣や副大臣に質問する権利も有する（第 68 条）。1987 年の改正⁽⁸¹⁾により、同条に基づいて「1 人又は複数の議員」の要求により情報が提供されると規定され、議員個人の権利であることが明確にされた。両議院共に、調査権を有する（第 70 条）。第二院には法律案の提出（第 82 条第 1 項）、修正（第 84 条第 1 項）、最高裁判所裁判官の候補者の選定（第 118 条第 1 項）、会計検査院の検査官の候補者の選定（第 77 条第 1 項）、全国オンブズマンの任免（第 78a 条第 2 項）などの権限が認められている。

法律案の提出権は、第二院のほか、政府にも認められている。両院合同会議による審議が定められている法律案については、政府によるほか、両院合同会議による提出が認められる場合がある（第 82 条第 2 項）。基本法第 73 条第 1 項では、法律案の提出に際して國務院への諮問を義務付けているのかについて明示していないが、國務院法第 18 条第 1 項では、議員提出法律案について國務院への諮問を義務付けている⁽⁸²⁾。法律案は、第二院に提出され（第 83 条）、

(79) 裁判組織法（*Wet op de rechterlijke organisatie*）（1827 年法令公報第 20 号）第 111 条及び第 130 条に基づいて、最高裁判所（*Hoge Raad*）及び検察庁（*Openbaar Ministerie*）に、検事総長（*procureur-generaal*）がそれぞれ置かれている。最高裁判所の検事総長は同裁判所検察局（*parket*）の長で、その主な役割は、最高裁判所への法的助言である（“*Het parket.*” *Hoge Raad der Nederlanden Website* <<https://www.hogeraad.nl/parket/>>）。検察庁の検事総長は、検察庁の全国的な指揮を行う検事総長会議（*College van procureurs-generaal*）を運営し 3 人から 5 人により構成され、検察庁の全国的な捜査・起訴方針を決定する（“*Organogram.*” *Openbaar Ministerie Website* <<https://www.om.nl/organisatie/openbaar-ministerie/organogram>>）。

(80) “*Reglement van Orde van de Tweede Kamer der Staten-Generaal*,” 2023.10.26. *Tweede Kamer der Staten-Generaal Website* <https://www.tweedekamer.nl/sites/default/files/2023-11/Alleen_RvO%20%28november%202023%29.pdf>; “*Reglement van Orde van de Eerste Kamer der Staten-Generaal*,” 2023. 6.13. *Eerste Kamer der Staten-Generaal Website* <https://www.eerstekamer.nl/behandeling/20230516/reglement_van_orde_van_de_eerste>

(81) 大臣及び副大臣による情報提供の規定の基本法改正に関する 1987 年 6 月 3 日の王国法律（*Rijkswet van 3 juni 1987, houdende verandering in de Grondwet van de bepaling inzake het geven van inlichtingen door de ministers en de staatssecretarissen*）（1987 年法令公報第 271 号）

(82) *Bovend'Eert et al., op.cit.*(25), p.145 (*Bovend'Eert*).

第二院の通過後に第一院へ送られる（第 85 条）。第一院は、法律案の修正権限を付与されておらず（第 84 条）、法律案の可決又は否決しか行わない。法律案は、両議院を通過する前に撤回することができる（第 86 条）。法律案は、大臣の署名とともに国王により裁可されると法律となる（第 47 条及び第 87 条第 1 項）。

なお、基本法改正のための手続は通常法律案とは異なっている（後述第Ⅲ章第 2 節参照）。

（d）オランダ議会の権限—予算

予算は、法律の形式をとる（第 105 条第 1 項）。毎年の予算案は、国王の施政方針演説の日、すなわち 9 月の第 3 火曜日（本項(ii)(a)参照）に、国王又は国王の名によって提出される（同条第 2 項）⁸³。決算は、会計検査院の承認を経てオランダ議会に提出される（同条第 3 項）。他の法律案と同様、第二院は予算案を修正する権限を持つ。しかし、歳出及び歳入に関する法律案を提出する権限はない（同条第 2 項）。オランダ議会は、修正を通して予算案に影響を行使するのみである⁸⁴。

予算の計画と管理を強化するため、2016 年会計法（Comptabiliteitswet 2016）（2017 年法令公報第 139 号）は、第 2.23 条で予算案に付随する覚書は予算年度から 4 年間の歳出の上限を含むことを規定している。会計検査院は、自らの発議又はオランダ議会の請求により、組織の効率性と行政部門の機能を検査するための権限を同法第 7.16 条に基づき与えられている。

（iii）行政

（a）政府—閣僚会議（内閣）

政府は、国王と大臣により構成される（第 42 条第 1 項）（本項(i)参照）。国王は不可侵であり、大臣が責任を負う（同条第 2 項）。基本法上は、単に「責任を負う」と規定されているが、大臣は、議会に対して責任を負うものと解されている⁸⁵。首相（minister-president）及びその他の大臣は、勅令により任免される（第 43 条）。首相を含む大臣を任免する勅令には、首相の副署が必要である（第 48 条）。省庁は勅令により設置され、大臣が長となる（第 44 条第 1 項）。同条第 2 項において、いわゆる無任所大臣（ministers zonder portefeuille）の任命について規定している。大臣（無任所大臣を含む。）は共同で閣僚会議（ministerraad）と呼ばれる内閣を構成し、首相が議長を務める（第 45 条第 1 項及び第 2 項）。

閣僚会議は、毎週金曜日に開催される⁸⁶。閣僚会議の議長は、1901 年までは閣僚が交代で務め、当初は主に内務大臣が就いていたが、その後総務大臣が就任し、基本的に内閣の長の役職となった。1945 年以降は国王が首相を任命している⁸⁷。また、首相の地位は単なる閣僚会議の議長から、真のリーダーへと変化し、その変化は基本法第 48 条の首相による副署に表れているとの指摘がある⁸⁸。閣僚会議は、政府の一般政策を検討・決定して政策の調和を促進する（第 45 条第 3 項）。この規定は、政府の一般政策と個別の大臣の管轄する案件とを区別し、内閣の

⁸³ 実際には、国王に代わって、財務大臣（Minister van Financien）が「委員会（commissie）」として提出する（*ibid.*, p.187 (Bovend'Eert)）。

⁸⁴ 政府に対する政治的圧力に予算案が用いられた事例として、次のものがある。2010 年の選挙後に発足した自由民主人民党（Volkspartij voor Vrijheid en Democratie: VVD）とキリスト教民主アピールによる連立内閣は、反欧州連合、反ムスリムを掲げる政党である自由党（Partij voor de Vrijheid: PVV）からの閣外協力により政権を運営していたが、予算案をめぐる交渉が決裂し 2012 年 4 月に内閣の総辞職へと至った（“Kabinetcrisis 2012: de Catshuis crisis.” PDC Website <<https://www.parlement.com/kabinetcrisis-2012-de-catshuis-crisis>>）。

⁸⁵ Voermans, *op.cit.*(5), p.93.

⁸⁶ “Ministerraad.” Rijksoverheid Website <<https://www.rijksoverheid.nl/regering/ministerraad>>

⁸⁷ Belinfante en Reede, *op.cit.* (56), p.68.

⁸⁸ Voermans, *op.cit.*(5), p.94.

政策の統一性を表すものとされている⁸⁹⁾。

1948 年以来、副大臣 (staatssecretaris) の地位が設けられており、大臣同様勅令により任免される (第 46 条第 1 項)。副大臣の任務は、大臣の任務から派生し大臣の指示に従って実行される。所管の案件が処理される場合、副大臣は助言の範囲で閣僚会議に出席する⁹⁰⁾。大臣から副大臣への部分的な権限の委任は大臣の責任を軽減するものではないが、副大臣も大臣同様に責任を負う (第 46 条第 2 項)⁹¹⁾。

(b) 政府—組閣

オランダ本国の組閣手続は、慣習に基づいて、20 世紀初頭から独特の方式で行われてきた。これは、第二院の選挙が比例代表制に基づくため、単独で過半数を制する政党がなく、連立政権がほぼ常態化していることによる⁹²⁾。

かつては、国王が組閣過程に関与していたが⁹³⁾、2012 年以降は、第二院がその議事規則⁹⁴⁾に基づいて主導している。具体的には、第二院は、その総選挙後、遅くとも 1 週間以内に、本会議で選挙結果について審議する。この会議の目的は、1 人以上の情報提供者 (informateur) 又は組閣担当者 (formateur) を指名し、これらに遂行させる任務を決定することである。

組閣は、第二院選挙の直後に開始され、おおむね、以下の手順で進められる⁹⁵⁾。

①選挙結果の協議

選挙の翌日、(選挙前に選出された) 第二院議長は、各党の党首と会談する。この会談で、調査担当者 (verkenner) が指名される。

②調査段階

調査担当者は、どの政党が連立政権を形成できるかを確認するため、各党の党首と会談する。調査担当者はその報告を第二院に提出し、第二院はその報告と選挙結果について議論する。

③情報提供者の任命

第二院は、その議論の中で、原則として議会で過半数の支持を得られる新内閣の可能性を調査する情報提供者を任命する。

④情報収集段階

この段階では、情報提供者の主導の下、最も実現可能性の高い連立政権の交渉担当者との実質的な協議が開始される。その目的は、次の内閣の政策の要点を盛り込んだ連立協定案を策定することである。関係する第二院の政党が連立協定に合意した後、情報提供者は最終報告書を作成する。

⁸⁹⁾ *ibid.*

⁹⁰⁾ *ibid.*, p.95; Bovend'Eert et al., *op.cit.*(25), pp.104-105 (Bovend'Eert).

⁹¹⁾ 副大臣も、大臣と同様に議会に対して個別に責任を負うとされている。Voermans, *ibid.*, p.95.

⁹²⁾ オランダ本国では、第二院議員選挙の比例代表制の下で、複数の政党から成る連立政権が常態化し、組閣に時間がかかることや、国王による組閣担当者及び情報提供者の任命などの状況を解説しているものとして、水島治郎「オランダ」馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治ハンドブック 第2版』東京大学出版会, 2010, pp.68-69 を参照。

⁹³⁾ 旧版, pp.10-11, 15-16 を参照。

⁹⁴⁾ “Reglement van Orde van de Tweede Kamer der Staten-Generaal,” *op.cit.*(80), pp.37-38.

⁹⁵⁾ “Hoe werkt een formatie?” Bureau Woordvoering Kabinetsformatie Website <<https://www.kabinetsformatie2025.nl/hoe-werkt-een-formatie>> 2002 年以降の組閣の状況については、“Kabinetsformaties.” *ibid.* <<https://www.kabinetsformatie2025.nl/kabinetsformaties>> を参照。

⑤組閣担当者の任命

第二院は組閣担当者を任命する。一般的に、これは首相候補者である。

⑥組閣段階

組閣段階では、内閣のポストの配分と人事の決定が中心となる。組閣担当者は、内閣のポストへの任命を見据えて、大臣候補者及び副大臣候補者に接触する。

⑦内閣の発足

設置会議（constituerend beraad）において、組閣担当者の最終報告書が承認され、新内閣の予定メンバーは連立協定を順守することを宣言する。その後、新内閣のメンバーが任命され、国王によって宣誓が行われる。

政治的慣行に基づく複雑な組閣過程は、内閣の発足までかなりの期間を要することがある⁹⁶⁾。

(c) 国務院（Raad van State）

国務院は、政府及び議会の政策と立法に対する助言部局（Afdeling advisering）並びに行政裁判部局（Afdeling bestuursrechtspraak）から成る機関である。国務院の任務は、第1に、立法に対する助言である（第73条第1項）。第2に、行政に関する紛争の処理である（同条第3項）。2010年の国務院法改正⁹⁷⁾により組織の改編が行われ、助言部局と行政裁判部局の機能が明確に分離された。

国務院の構成は、議長（voorzitter）である国王（第74条第1項）のほか、実質的に議長を務める副議長（vice-president）及び最大10人の構成員（leden）から成る（国務院法第1条第1項）。構成員は勅令により終身で任命される（第74条第2項）。副議長と構成員の定年は70歳である（国務院法第3条第1項b号）。各部局には、構成員に加え、国務委員（staatsraden）及び臨時国務委員（staatsraden in buitengewone）が置かれている（同法第8条及び第9条）。なお、議長の国王は投票権を持たない（同法第1条第4項）。また、国王の推定後継者は、18歳に達した時点で国務院の構成員となるが（同条第2項）、国王と同様に投票権を持たない（同条第4項）。

助言は、各省庁と助言部局において準備・議論を経た後、全構成員が出席する会議により採択される。政府又は議会により提出される法律案、勅令を含む行政立法、条約承認に関する提案が、検討の対象となる。立法府による法律案は第二院又は両院合同会議に提出される前に国務院に対し意見聴取が行われる（国務院法第18条）。

行政裁判を処理する行政裁判部局は、同部局に置かれる構成員、国務委員又は臨時国務委員のうちの1人が行政裁判部局長（voorzitter van de afdeling bestuursrechtspraak）に任命される（国務院法第30条及び第30a条）。行政裁判部局は、法律により委任された紛争を裁くことを任務とする（同法第30b条）。一般行政法（Algemene wet bestuursrecht）（1993年法令公報第581号）第8条第105項に従い、行政裁判部局は、他の上訴裁判所が決定権を有する場合を除き、第1審の行政裁判所としての地方裁判所（一般行政法第8条第104項）が決定した上訴に関する紛争を裁く。また、行政裁判管轄規則（Bevoegdheidsregeling bestuursrechtspraak）第2条に従い、

⁹⁶⁾ 1946年以後に発足した内閣の組閣までの平均日数は103日である。組閣に要した最長の日数は299日（第4次ルッテ内閣（Kabinet-Rutte IV）（2022年））、最短が31日（第1次ドレーズ内閣（Kabinet-Drees I）（1948年））である。“Duur kabinetsformaties.” PDC Website <<https://www.parlement.com/duur-kabinetsformaties>>

⁹⁷⁾ 国務院の再編に関連する国務院法を改正する2010年4月22日の法律 前掲注⁴²⁾参照。

行政裁判部局は相当数の種類の紛争を第1審かつ唯一の審級で決定する⁽⁹⁸⁾。

その他国務院の特殊な機能としては、国王又は摂政による国王の権限の行使が停止している期間における国王の権限の代行がある（基本法第38条）。

(d) 会計検査院 (Algemene Rekenkamer)

会計検査院は、国の収入と支出の検査に責任を負う（第76条）。会計検査院の検査官 (leden) は、オランダ議会の第二院により作成された3人の候補者名簿から、勅令により終身で任命される（第77条第1項）。その法的地位は、法律で規定されている（同条第4項）。また、検査官の解任又は停職は、検査官からの辞職の申出、定年（70歳。2016年会計法第7.5条第1項）（基本法第77条第2項）、オランダ最高裁判所による停職又は解任（同条第3項）などに制限されている。これらの規定は、検査官の独立性を保障するものであると指摘されている⁽⁹⁹⁾。

会計検査院では、基本法に基づいて任命される3人の常任検査官 (leden in gewone dienst) に加えて、3人以下の非常任検査官 (leden in buitengewone dienst) が任命される（2016年会計法第7.1条第1項）。常任検査官は検査官会議 (college) の構成員で（同項）、そのうちの1人が院長 (president) に任命され（同条第2項）、組織全体の監督をする（同法第7.8条第1項）⁽¹⁰⁰⁾。非常任検査官は、調査の監督、外部業務の実施、検査官の代理としての活動など、特定の業務に参加するように要請されることがある⁽¹⁰¹⁾。検査官会議の下には事務総長 (secretaris) が置かれ（同法第7.3条）、事務総長は7局 (directies) 及び品質管理チーム (Team Kwaliteit & Control) を指揮する⁽¹⁰²⁾。同院の職員数は、2024年時点で301人であった⁽¹⁰³⁾。

会計検査院は、国の省庁に対して毎年実施する調査（同法第7.12条）に基づき、財務管理及び資産管理を行い、その説明について異議がある場合には、当該省庁の大臣にその異議を通知する（同法第7.21条第2項）。当該大臣は、1か月以内に、その異議に対処するためにどのような措置を講じるかを会計検査院に通知しなければならない（同条第3項）。

会計検査院は、国の決算を承認し（基本法第105条第3項）（本項(ii)(d)参照）、予算の有効性 (doeltreffendheid) のみならず、効率性 (doelmatigheid) も検査する（2016年会計法第7.16条）。有効性とは、政策によって目標とする成果が実際に達成されているかどうかに関するもので、効率性とは、目標とする成果を達成するために適切な金額が投入されているかどうかを意味する。資金を無駄にしないだけでなく、政策が目標とする効果を上げているかどうかを検証される⁽¹⁰⁴⁾。2024年には、会計検査院は合計70件の出版物を発行し、このうち9件は効率性調査 (doelmatigheidsonderzoeken) に関するものであった⁽¹⁰⁵⁾。

また、会計検査院は、政府の省庁の会計監査部門が実施した監査の結果を利用することができる（同法第7.18条）。

(98) Bovend'Eert et al., *op.cit.*(25), p.146 (Bovend'Eert).

(99) Belinfante en Reede, *op.cit.*(56), p.95.

(100) "College." Algemene Rekenkamer Website <<https://www.rekenkamer.nl/over-de-algemene-rekenkamer/organisatie/college>>

(101) "Collegeleden in buitengewone dienst." Algemene Rekenkamer Website <<https://www.rekenkamer.nl/over-de-algemene-rekenkamer/organisatie/collegeleden-in-buitengewone-dienst>>

(102) "Organisatie." Algemene Rekenkamer Website <<https://www.rekenkamer.nl/over-de-algemene-rekenkamer/organisatie>>

(103) "Personeel en financiën." Algemene Rekenkamer Website <<https://www.rekenkamer.nl/over-de-algemene-rekenkamer/werkwijze/personeel-en-financien>>

(104) Belinfante en Reede, *op.cit.*(56), p.97.

(105) "Ons inzicht in publiek geld en prestaties van de overheid," 2025.3.27. Algemene Rekenkamer Website <<https://www.rekenkamer.nl/actueel/nieuws/2025/03/27/verslag-van-werkzaamheden-2024>>

(e) 全国オンブズマン (Nationale Ombudsman)

全国オンブズマンは、国及び特定の行政機関の行為を、申立てにより又は自発的に調査する(第 78a 条第 1 項)。全国オンブズマンは 1 人で、任期は 6 年とされ、国務院副議長、最高裁判所長官、会計検査院長の共同の協議により推薦された少なくとも 3 人の候補者から、第二院により任命される(全国オンブズマン法 (Wet Nationale ombudsman) (1981 年法令公報第 35 号) 第 2 条第 1～3 項)。第二院は、全国オンブズマンからの要請に基づき、1 人又は複数の副オンブズマン (substituut-ombudsman) を任命する。第二院は、副オンブズマンに対し、子供オンブズマン (Kinderombudsman) ⁽¹⁰⁶⁾ の任務を指示する(同法第 9 条第 1 項)。

なお、国務院、会計検査院及び全国オンブズマンの構成員の身分については、別途法律により詳細が定められている⁽¹⁰⁷⁾。

(iv) 裁判 (司法)

(a) 裁判組織及び裁判官の任命・身分保障

基本法第 116 条第 1 項は、「法律は、裁判機構に属する裁判所を定める」と規定している。同項に基づいて、裁判組織法 (Wet op de rechterlijke organisatie) (1827 年法令公報第 20 号) では、裁判機構に属する裁判所として、地方裁判所 (Rechtbanken)、高等裁判所 (Gerechtshoven) 及び最高裁判所 (Hoge Raad) を規定している(同法第 2 条)⁽¹⁰⁸⁾。また、最高裁判所は、基本法第 118 条においても規定されている。

裁判機構の管轄権は、民事裁判は第 112 条第 1 項で、刑事裁判は第 113 条で規定されている。一方で、第 112 条第 2 項では、民事上の権利関係から生じたものではない紛争の裁判を、法律で裁判機構に属さない裁判所にも委ねることができると規定している。国務院行政裁判部局による行政裁判は、同項に基づくものである(行政裁判については、本項 (iii) (c) 参照)。裁判所による判決に対しては、高等裁判所や最高裁判所への上訴が認められている。最高裁判所は破棄裁判所として、事実認定を担当する裁判所(地方裁判所又は高等裁判所)が法律を正しく適用し、手続規則に従ったかどうかの審査をする責任を有する(第 118 条第 2 項及び裁判組織法第 78 条)⁽¹⁰⁹⁾。

裁判機構に属する裁判所は、職業裁判官から構成される。一般市民が裁判官とともに (mede) 裁判に参加する参審制は許容されるが、一般市民のみによる陪審による裁判は認められない(第

⁽¹⁰⁶⁾ 子供オンブズマンは、オランダ本国における子供の権利の遵守を促進することを使命とする。2023 年には、教育、青少年支援、親権と面会権、貧困、家族法、警察と司法など 1,523 件の要請を受けて、子供たち、その親、専門家からの苦情、通報、質問に対応するとともに、ウェブサイトやソーシャルメディアを通じて、子供たち、若者たち、親、専門家に連絡、情報提供等を行った (Kinderombudsman, *Kindersamenvatting jaarverslag 2023*, 2023, p.9. <https://www.kinderombudsman.nl/system/files/inline/NL_Kindersamenvatting%20Ombudsman_1.pdf>)。また、子供の権利に関する重要な課題について、政策決定に係る内閣、議会、地方議会、行政官、政策立案者、青少年分野の組織、実務専門家等に提言、情報提供等を行っている (Nationale ombudsman et al., *Jaarverslag Publieksversie 2023*, 2023, p.25. <https://www.kinderombudsman.nl/system/files/inline/Ombudsman%20Jaarverslag%20Publieksversie_Digitaal_1.pdf>)。

⁽¹⁰⁷⁾ 国務院、会計検査院及び全国オンブズマンの法的身分に関する法律 (Wet rechtspositie Raad van State, Algemene Rekenkamer en Nationale ombudsman) (2008 年法令公報第 494 号)

⁽¹⁰⁸⁾ 1983 年に全面改正された基本法の改正案について検討した「基本法及び選挙法に関する国家委員会」 (Staatscommissie van advies inzake de Grondwet en de Kieswet) が、改正基本法における「裁判機構」の概念を、原則として「通常の裁判官 (gewone rechter)」又は「通常裁判所 (gewone rechterlijke macht)」と呼ばれる司法機関に限定すべきであるとしたところ、この改正案の立法担当者が同委員会の見解に従わず、立法府 (オランダ議会) の決定に委ねたとの指摘がある (Bovend'Eert et al., *op.cit.*(25), p.193 (Bovend'Eert))。

⁽¹⁰⁹⁾ “Cassatie.” Hoge Raad der Nederlanden Website <<https://www.hogeraad.nl/cassatie>>

116 条第 3 項)⁽¹¹⁰⁾。

裁判官は勅令により終身で任命され（第 117 条第 1 項）、裁判官の独立が保障されている。定年は 70 歳と定められている（同条第 2 項。裁判機構職員の法的地位に関する法律（Wet rechtspositie rechterlijke ambtenaren）（1996 年法令公報第 590 号）第 46h 条第 3 項）。最高裁判所裁判官は、第二院により作成された 3 人の候補者名簿から閣僚会議で指名され、国王が勅令により候補者を任命する（第 118 条第 1 項）⁽¹¹¹⁾。オランダ議会議員、大臣及び副大臣が在職中に犯した職務犯罪は、離職後であっても、勅令又は第二院の決議により訴追の命令がされ、オランダ最高裁判所において審理される（第 119 条）⁽¹¹²⁾。

(b) 法令審査

基本法第 120 条は、「裁判官は、法律及び条約の基本法との適合性を判断しない」と規定している。同条は、文言上は法律及び条約の合憲性の審査のみを禁止しており、例えば法律が憲章に適合するかどうかの審査については禁止していない。しかし、最高裁判所判決では、この条項は 1848 年当時の基本法における「法律は不可侵である」（De wetten zijn onschendbaar）との規定（第 115 条第 2 項）を継承し、いかなる上位の法令（hogere regel）に反する法律の見直しも排除されることを意味するとしている⁽¹¹³⁾。

一方、基本法第 93 条及び第 94 条は、自動執行条項を含む条約等が基本法及び法律を含む国内法の裁判規範となることを定めている。この点、第 120 条と第 93 条及び第 94 条の規定は、人権規定の適用に関して対照的であるとする指摘がある。例えば、差別禁止に抵触する立法を「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に基づき審査できるのに対して、基本法第 1 条（差別禁止規定）に照らし審査することはできないからである⁽¹¹⁴⁾。

(v) 地方自治

(a) 州（provincie）

オランダ本国には、12 の州がある。法律により、州の廃置及び境界の変更が可能である（第 123 条）。州の運営機関は、州議会（provinciale staten）、州執行部（gedeputeerde staten）及び州知事（commissaris van de Koning）から構成される（第 125 条）。州議会の議員は、州に居住するオランダ人により直接選出される（第 129 条第 1 項）。任期は、原則として 4 年である（同条第 4 項）。選挙は、比例代表制に基づく（同条第 2 項）。州知事は、内務及び王国関係大臣（Minister van Binnenlandse Zaken en Koninkrijksrelaties）が候補者について州議会と協議等をした後、同大臣の指名に基づいて勅令により 6 年間の任期で任命される（第 131 条。州法（Provinciewet）（1992 年法令公報第 550 号）第 61 条第 1 項）。

⁽¹¹⁰⁾ 政府説明として MvT, *Kamerstukken II* 1979/80, 16162, 3, p.18. <https://repository.overheid.nl/frbr/sgd/19791980/0000172956/1/pdf/SGD_19791980_0007011.pdf> を、刑事訴訟法研究者の解説として山名京子「オランダにおける陪審制の導入と廃止」『奈良法学会雑誌』5 巻 3 号, 1992.12, pp.80-81. <<https://naragakuen.repo.nii.ac.jp/records/1252>> を参照。

⁽¹¹¹⁾ 最高裁判所裁判官の任命手続については、“Benoemingsprocedure.” Hoge Raad der Nederlanden Website <<https://www.hogeraad.nl/werken/werving-selectie-raadsheren/benoemingsprocedure/>> を参照。

⁽¹¹²⁾ 国務院助言部局は 2025 年 12 月 22 日に、第 119 条に基づく訴追手続から、政治的関与を排除することなどを内容とする政府の基本法改正案に対して勧告的意見を発表した（“Verandering in de Grondwet van de bepaling over de vervolging en berechting van ambtsdelicten door Kamerleden en bewindspersonen.” 2025.12.22. Raad van State Website <<https://www.raadvanstate.nl/adviezen/@151990/w01-25-00144/>>）。この憲法改正案の経緯を説明したものとして、“Commissie-Fokkens (herziening wetgeving ambtsdelicten).” PDC Website <<https://www.denederlandsegrondwet.nl/commissie-fokkens-herziening-wetgeving-ambtsdelicten/>> を参照。

⁽¹¹³⁾ HR 14 april 1989, NJ1989/469. <<https://uitspraken.rechtspraak.nl/details?id=ECLI:NL:HR:1989:AD5725>>

⁽¹¹⁴⁾ Voermans, *op.cit.*(5), p.113.

(b) 基礎自治体 (gemeente)

オランダ本国の基礎自治体の廃置及び境界の変更方法は、州と同じである（第 123 条）。基礎自治体の運営機関は、基礎自治体議会 (gemeenteraad)、基礎自治体執行部 (wethouders) 及び首長 (burgemeester) から成る（第 125 条）。首長は、内務及び王国関係大臣が候補者について基礎自治体議会からの推薦を踏まえて指名し、勅令により 6 年間の任期で任命される（第 131 条。基礎自治体法第 61 条第 1 項）。基礎自治体の議会の選挙は、比例代表制に基づき、議員の任期は、原則として 4 年である（第 129 条第 2 項及び第 4 項）。基礎自治体の議会の議員の選挙権及び被選挙権については、本章第 2 節 (1) (ii) で述べたとおりである。

(c) カリブ海地域公共団体 (caribische openbare lichamen)

カリブ海地域の島で旧植民地のボネール (Bonaire)、シント・ユースタティウス (Sint Eustatius) 及びサバ (Saba) は、オランダ本国に属する領域公共団体 (territoriale openbare lichamen) である⁽¹¹⁵⁾。これらは、憲章の制定時には、王国の構成国の 1 つであるオランダ領アンティルに属していたが、各島の住民投票⁽¹¹⁶⁾を経て、2010 年の憲章改正によりオランダ領アンティルは解体され、3 つの島はオランダ本国の国家体制 (staatsbestel) の一部とされた。その後、2017 年の憲章及び基本法の改正⁽¹¹⁷⁾により、基本法第 132a 条第 1 項で規定される領域公共団体となった⁽¹¹⁸⁾。

オランダ本国のうち、カリブ海地域公共団体をヨーロッパ地域と実質的に区別する必要がある特別の事情に鑑みて、法律の規定を定め、その他の特別の措置を講ずることができる（同条第 4 項）。

(d) 治水委員会 (waterschap)

海抜が低く、ヨーロッパの大河の河口が集中するオランダ本国のヨーロッパ地域では、国土の保全のため治水が不可欠である。治水を目的とする分権的行政組織の 1 つに治水委員会がある。治水委員会の廃止及び設立、その任務及び組織に関する定め並びにその運営機関の構成は、法律により又は法律に基づき別段の定めをしない限り、法律で定めるところに従い、州の条例 (verordening) で定められる（第 133 条第 1 項）。治水委員会の運営機関の規則制定権、会議の公開や、運営機関に対する州による監督等については、法律で定められる（同条第 2 項及び第

(115) ボネール、シント・ユースタティウス及びサバの 3 つの公共団体の概要を紹介するオランダ本国政府のガイドブックとして、Rijksdienst Caribisch Nederland, *Eilandgids Caribisch Nederland: Bonaire St. Eustatius Saba*, 2019. <https://www.rijksdienstcn.com/site/binaries/site-content/collections/documents/rcn/eilandgids/2019/eilandgids/eilandgids_online_jan_2019.pdf> を参照。

(116) 1993 年から 1994 年にかけての各島の住民投票では、いずれの島でも、オランダ領アンティルの維持に賛成する意見が最も多かった (Gert Oostindie and Peter Verton, “Ki sorto di Reino/What kind of Kingdom?: Antillean and Aruban views and expectations of the Kingdom of the Netherlands,” *New West Indian Guide/ Nieuwe West-Indische Gids*, vol. 72 no.1-2, 1998, p.49. <<https://doi.org/10.1163/13822373-90002599>>)。しかし、2000 年から 2005 年にかけての住民投票では、キュラソー及びシント・マールテンでは、王国の一構成国になることの賛成意見が最も多かったのに対して、ボネール及びサバでは、オランダ本国の直轄になることの意見が最も多かった。シント・ユースタティウスでは、オランダ領アンティルに残留し現状維持を望む意見が最も多かった (“STAATKUNDIGE GESCHIEDENIS 5 PERIODE 2004 - 2010: Uitslagen Referendum.” Nationaal Archief Curaçao Website <<https://www.nationaalarchief.cw/collectie/exposities/staatkundige-geschiedenis-periode-5>>)。

(117) カリブ海地域公共団体に対する憲法上の根拠及び第一院の選挙人団を規定する基本法改正に関する 2017 年 11 月 1 日の法律 (Wet van 1 november 2017, houdende verandering in de Grondwet, strekkende tot het opnemen van een constitutionele basis voor Caribische openbare lichamen en het regelen van een kiescollege voor de Eerste Kamer) (2017 年法令公報第 426 号); Bovend'Eert et al., *op.cit.*(25), p.220 (Broeksteeg)。

(118) オランダ領アンティルが解体に至った経緯、旧オランダ領アンティルにおけるナショナリズムなどを検証しているものとして、児島峰「旧オランダ領アンティル諸島の選択から考えるナショナルアイデンティティ」『Project Paper』52 号, 2021, pp.7-44. <<https://kanagawa-u.repo.nii.ac.jp/records/14727>> を参照。

3 項)。

17 世紀のネーデルラント連邦共和国の時代には、既に治水委員会の行政組織及び権限は、州の監督下にあった。治水委員会の主な任務は堤防の管理や排水などで、近年では水質の管理、水生生物の保護といった役割も重視されてきている。近年の再編及び統合により、1950 年頃には 2,650 を数えた治水委員会は、現在 21 まで減少している⁽¹¹⁹⁾。

1991 年に制定された治水委員会法 (Waterschapswet) (1991 年法令公報第 379 号) は、州議会に治水委員会の設立及び廃止の権限を委ねている (第 2 条)。治水委員会の設立及び廃止に関する州議会の決定は、社会基盤・水管理大臣 (Minister van Infrastructuur en Waterstaat) の承認を必要とする (第 5 条)。また、各治水委員会は、治水委員会規則 (Waterschapsverordening) を制定する権限を有する (第 78 条第 1 項)⁽¹²⁰⁾。

(2) 憲章における規定

(i) 国王・大臣・総督

憲章で規定する王国の国王は、基本法で規定するオランダ本国の国王でもある。基本法には、国王が国家元首であるという旨の規定はないが (本節(1)(i)参照)、憲章には、第 2 条第 3 項等において、国王が「王国の元首 (hoofd van het Koninkrijk)」として権限を行使することが規定されている。

国王と大臣との関係について、第 2 条第 1 項で「国王は、王国及び各構成国を統治する。国王は不可侵であり、大臣が責任を負う」と規定している。一方で、各構成国の基本法及び構成国憲法 (基本法第 42 条第 1 項、アルバ構成国憲法第 II .1 条、キュラソー構成国憲法第 28 条、シント・マールテン構成国憲法第 32 条) では、「政府は、国王及び大臣により構成される」など、国王及び大臣の二重構造の政府の一部である旨の規定が置かれている (本節(1)(i)参照)⁽¹²¹⁾。

カリブ 3 か国に置かれる総督 (Gouverneur) は、国王を代理し、同時に王国政府を代理する (第 2 条第 2 項)。総督の任免は、国王が行う (同条第 3 項)。

(ii) 王国閣僚会議 (内閣)・全権大臣

王国閣僚会議は、国王によって任命されたオランダ本国の大臣と、カリブ 3 か国政府によってそれぞれ任命された全権大臣によって構成される (憲章第 7 条)。

王国閣僚会議は、構成がオランダ本国政府の閣僚会議 (本節(1)(iii)(a)参照) とほぼ同じであるため、その活動方法は基本的にオランダ本国の閣僚会議議事規則 (Reglement van orde voor de ministerraad) (1994 年法令公報第 203 号) に基づく。

王国閣僚会議では、王国事項の協議、決定及び政策の調和のほか、各構成国の事項についても協議及び決定されることがある⁽¹²²⁾。また、王国閣僚会議では、王国法律案や王国一般行政措置 (algemene maatregel van rijksbestuur) 案についても審議され、決定される⁽¹²³⁾。

(119) “Waterschappen.” Overheid.nl Website <<https://www.overheid.nl/wie-vormen-de-overheid/waterschappen>>

(120) “Waterschapsverordening.” Informatiepunt Leefomgeving Website <<https://iplo.nl/regelgeving/instrumenten/waterschapsverordening/>>; “Waterschapsverordening.” Waterschap Amstel, Gooi en Vecht Website <<https://www.agv.nl/onze-taken/waterschapsverordening/>>

(121) Kortmann, *op.cit.*(71), p.190. 国王と大臣の相互関係については、憲章と基本法の序列関係から見ると、法的に完全に整合性が取れているわけではないことを指摘するものとして、Bovend'Eert et al., *op.cit.* (25), p.241 (Hoogers) を参照。

(122) Bovend'Eert et al., *ibid.*, p.250 (Bovend'Eert).

(123) *ibid.*, p.251 (Bovend'Eert); Ontwerp van wet, *op.cit.*(31), p.12.

(iii) 王国国務院

憲章第 13 条第 1 項では「王国国務院 (Raad van State van het Koninkrijk) を置く。」と定められている。この規定では、形式的には王国国務院が、オランダ本国政府の国務院 (本節(1)(iii)(c)参照) と別個に設置されているが、憲章では王国国務院にどのような任務があり権限を行使するのかについて規定されていない。この点、同条第 4 項には、王国一般行政措置により、国務委員の任命について、オランダ本国の国務院法と異なる規定を定めることができるとし、同法の適用を前提とした王国国務院に関する規定がある。また、オランダ本国政府が定めた法令作成マニュアルでは、国務院法はオランダ本国の法律であるが、同法で定められた手続は王国国務院助言部局 (Afdeling advisering van de Raad van State van het Koninkrijk) にも適用されると説明している⁽¹²⁴⁾。

王国の国務院としての機能は、王国国務院助言部局としてなされている。王国国務院が助言する対象には、王国内の全ての構成国に影響を与える王国法律、王国一般行政措置及び王国条約 (rijksverdrag) が含まれる⁽¹²⁵⁾。

憲章では、カリブ 3 か国の国務委員の任命について、各構成国政府の要請があれば、国王は、当該国のために国務委員を任命することができると規定する。任命は当該構成国政府との合意によって行われ、解任は当該構成国政府との協議の後に行われる (憲章第 13 条第 2 項)。カリブ 3 か国の国務委員は、カリブ 3 か国に適用される王国法律案等についての国務院の助言の業務に参加できると規定している (同条第 3 項)⁽¹²⁶⁾。カリブ 3 か国からの国務委員の任命については、同条第 4 項に基づき、王国一般行政措置である、アルバ、キュラソー及びシント・マーテルンの国務委員に関する政令 (Besluit staatsraden voor Aruba, Curaçao en Sint Maarten) (1984 年法令公報第 530 号) により行われている。

(iv) 王国の立法府

憲章第 4 条第 2 項に「王国事項に関する立法権は、王国の立法府が行使する」と規定されている。しかし、憲章には、連邦国家の連邦議会に相当する「王国議会 (Koninkrijksparlement)」を設置する規定はない⁽¹²⁷⁾。同項で定める「王国の立法府」の役割は、王国閣僚会議 (本項(ii)参照) とオランダ議会が担っている。憲章に「王国議会」の設置が規定されていない理由としては、各構成国が地理的に分散し、擬似連邦制 (第 I 章第 1 節参照) をとる王国と類似する連邦国家のアメリカ合衆国やドイツ連邦共和国に比べて王国の業務が少なく、王国法律の立法量が少ないため、継続的な任務がなく、設置する必要性が低いと考えられたということが挙げられている⁽¹²⁸⁾。

国王からオランダ議会に王国法律案や王国条約案が提出されると、同時にカリブ 3 か国の代

(124) “Kenniscentrum voor beleid en regelgeving: Nr. 116 (Adviesaanvraag aan de Afdeling advisering van de Raad van State van het Koninkrijk en uitbrengen nader rapport),” 2018.8.29 (Laatst gewijzigd op). Rijksoverheid Website <<https://www.kcbr.nl/ontwikkelen-beleid-en-regelgeving/draaiboek-voor-de-regelgeving/rijks wetten-nr-111-128/4-advisering-door-de-afdeling-advisering-van-de-raad-van-state-van-het-koninkrijk-nr-116/nr-116-adviesaanvraag-aan-de-afdeling-advisering-van-de-raad-van-state-van-het->>

(125) “Raad van State in het kort.” Raad van State Website <<https://www.raadvanstate.nl/overrrvs/raad-state-kort/>>

(126) オランダ本国政府の国務院のウェブサイトには、同院助言部局に所属の国務委員として、オランダ本国の国務委員のほか、カリブ 3 か国の国務委員各 1 名の氏名が掲載されている (“Afdeling advisering.” Raad van State Website <<https://www.raadvanstate.nl/overrrvs/organisatie/afdeling-advisering/>>).

(127) Belinfante en Reede, *op.cit.* 56, pp.333-334.

(128) *ibid.*, p.333. 王国議会を導入する場合の問題点に関する、オランダ議会での政府説明として、Brief van de Staatssecretaris van Binnenlandse Zaken en Koninkrijksrelaties, *Kamerstukken II* 2007/08, 30945, 8, pp.6-7. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-30945-8.pdf>> を参照。

表機関に送付される（憲章第15条第1項、第24条第1項）。その後、王国法律案の適用対象となる構成国の代表機関は、オランダ議会第二院での公開の審議の前に王国法律案を検討し、必要であれば一定期間内に書面で報告することができる（憲章第16条）⁽¹²⁹⁾。条約の承認案件については、カリブ3か国の全権大臣は、自国の利益に係るものであれば、黙示の承認（*stilzwijgende goedkeuring*）の手續を破棄し、明示的な承認（*uitdrukkelijke goedkeuring*）⁽¹³⁰⁾を求めることが可能になる（憲章第24条第2項）⁽¹³¹⁾。

（v）王国の司法府

憲章には、王国の機関としての司法府を明示する規定はないが、第23条第1項で、カリブ3か国並びにオランダ本国のボネール、サバ及びシント・ユースタティウス（カリブ海地域公共団体）における訴訟に関するオランダ最高裁判所の管轄権は、王国法律で規定されるとしている。これらの地域におけるオランダ最高裁判所の管轄権は、同項に基づいて、アルバ、キュラソー、シント・マールテン、ボネール、シント・ユースタティウス及びサバのオランダ最高裁判所の管轄権に関する王国法律（*Rijkswet rechtsmacht Hoge Raad voor Aruba, Curaçao, Sint Maarten en voor Bonaire, Sint Eustatius en Saba*）（1961年法令公報第212号）が定められた。同法では、カリブ3か国及びカリブ海地域公共団体の裁判所からの民事事件及び刑事事件に関する上訴を、王国法律で別段の定めがない限り、オランダ本国のヨーロッパ地域のもと同様にオランダ最高裁判所が審理すると規定している。

4 安全保障

（1）基本法における規定

（i）戦争状態（*Oorlogstoestand*）

戦争状態及び戦争終結の宣言（*verklaring*）に際して、オランダ本国政府はオランダ議会への事前の承認を必要とし、オランダ議会は両院合同会議によりこれらについて審議する（基本法第96条第1項、第3項及び第4項）。オランダ本国政府は、1991年に国際連合による対イラク経済制裁に際して、基本法第96条が適用されるのは、正式な戦争状態の宣言が行われる場合に限られ、その他の軍事措置の実施は含まれないとする見解を示し⁽¹³²⁾、同年のハーグ地方裁判所判決でも認められ、その後にオランダ議会が追認した⁽¹³³⁾。また、基本法では、軍隊の派遣に対しては、例外的状況を除き、オランダ議会への事前の報告が必要である（第100条）⁽¹³⁴⁾。

⁽¹²⁹⁾ 王国法律案の手續については、鳥澤 前掲注(6), pp.66-67 を参照。

⁽¹³⁰⁾ 条約の承認及び公布に関する王国法律（*Rijkswet goedkeuring en bekendmaking verdragen*）（1994年法令公報第542号）では、条約の承認には、明示（*uitdrukkelijk*）と黙示（*stilzwijgend*）の2つの方式があると規定している（第3条）。条約がオランダ議会に提出されてから30日以内に、両議院のいずれか若しくは両議院を代表して、又は両議院のいずれかの定数の5分の1以上の議員によって、その条約を明示的承認の対象とする旨の希望が表明されなかった場合には、黙示の承認が認められ（第5条第1項）、条約が承認されたことになる。

⁽¹³¹⁾ Bovend'Eert et al., *op.cit.*(25), p.271 (Hoogers).

⁽¹³²⁾ Brief van de Minister van Buitenlandse Zaken, *Kamerstukken II* 1990/91, 21664, 25, pp.9-10. <https://repository.overheid.nl/firbr/sgd/19901991/0000030528/1/pdf/SGD_19901991_0004041.pdf>

⁽¹³³⁾ Voermans, *op.cit.*(5), p.111; P.P.T. Bovend'Eert, “De (enige) uitzondering op Noordwijkerhout-Guldemond. Hoe gaat de burgerlijke rechter om met geschillen in de politieke sfeer?” R.J.N. Schlössels et al., eds, *De burgerlijke rechter in het publiekrecht: het eeuwfeest van het arrest Noordwijkerhout-Guldemond* (HR 31 december 1915, NJ 1916, 407), Deventer: Kluwer, 2015, pp.137-138. <<https://hdl.handle.net/2066/156847>>; 樋山千冬「オランダにおける憲法論議一軍の対外出動への議会の関与をめぐって」『レファレンス』704号, 2009.9, p.99. <<https://doi.org/10.11501/999586>>

⁽¹³⁴⁾ 防衛規定の基本法改正に関する2000年6月22日の王国法律（*Rijkswet van 22 juni 2000 tot verandering in de Grondwet van de bepalingen inzake de verdediging*）（2000年法令公報第294号）による基本法第100条の改正などを紹介し、オランダにおける軍の対外出動に関する議会の権限を概観し、基本法上の論点について考察しているものとして、樋山 同上, pp.97-108 を参照。

基本法第 97 条第 1 項は、王国の防衛と国際的法秩序を促進するために軍隊の存在を認めている。軍隊の最高指揮権は、1983 年の基本法の全面改正以前は国王にあったが、改正後は、政府に移されている（同条第 2 項）。その後、1995 年の改正で、法律で兵役義務及び現役召集の猶予に関する権限について定めることとされた（第 98 条第 2 項）⁽¹³⁵⁾。1997 年には徴兵法（Dienstplichtwet）（1922 年法令公報第 43 号）に代わり、徴兵枠組み法（Kaderwet dienstplicht）（1997 年法令公報第 139 号）が制定された。徴兵制は廃止されていないが、1997 年 5 月 1 日以降は兵役義務が猶予された⁽¹³⁶⁾。基本法第 99 条に良心的兵役拒否（gewetensbezwaren militaire dienst）に関する規定が置かれている。

（ii）例外事態（Uitzonderingstoestanden）

基本法は、勅令による例外事態の布告（afkondiging）に関する規定を設けている（第 103 条）。例外事態には、法律により限定的緊急事態（beperkte noodtoestand）と一般的緊急事態（algemene noodtoestand）の区別が設けられている⁽¹³⁷⁾。例外事態の布告に伴い、オランダ本国の州、基礎自治体、カリブ海地域公共団体及び治水委員会の権限は制限される。さらに、基本権の一部に制限が加えられる。信仰と信条の告白の権利（第 6 条）、表現の自由（第 7 条）、結社の権利（第 8 条）、集会及び示威行動の権利（第 9 条）、住居の不可侵（第 12 条第 2 項及び第 3 項）、信書及びテレコミュニケーションによる通信の秘密（第 13 条）、裁判機構による刑事裁判及び自由刑（第 113 条第 1 項及び第 3 項）が、対象となる条項である（第 103 条第 2 項）。例外事態の布告が勅令で廃止されるまでの間、議会は、両院合同会議においてその更新について審議し、議決する（同条第 3 項）。

（2）憲章における規定

王国事項である王国の独立及び防衛の維持は、憲章で、国王は王国の領土のあらゆる箇所について、戦争状態又は戒厳状態（staat van beleg）を宣言できると定め（第 34 条第 1 項）、その布告の方法及び効果は、王国法律で定められるとしている（同条第 2 項）。しかし、王国の戦争状態又は戒厳状態の宣言に関する王国法律は現時点まで定められておらず、カリブ 3 か国はそれぞれの構成国憲法で規定⁽¹³⁸⁾している。このうち例外事態に関する法令を制定しているのは、シント・マールテン⁽¹³⁹⁾のみである。

一方で、オランダ本国政府は、1963 年にオランダ戦争法（WET van 16 juli 1964, houdende nieuwe regelen met betrekking tot de staat van oorlog en de staat van beleg in Nederland（Oorlogswet

⁽¹³⁵⁾ 防衛規定の基本法改正に関する 1995 年 7 月 10 日の王国法律（Rijkswet van 10 juli 1995, houdende verandering in de Grondwet van bepalingen inzake de verdediging）（1995 年法令公報第 401 号）による基本法改正。

⁽¹³⁶⁾ “Bekendmaking inzake Dienstplicht,” *Staatscourant*, 1997, 120, p.19. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stcrt-1997-120-p19-SC9745.pdf>>; “Dienstplicht.” Rijksoverheid Website <<https://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/defensiepersoneel/dienstplicht>>

⁽¹³⁷⁾ 限定的緊急事態と一般的緊急事態の違いは、法的影響であると説明されている。例外事態調整法（Coördinatiewet uitzonderingstoestanden）（1996 年法令公報第 365 号）が規定するリスト A には限定的緊急事態が、リスト B には一般的緊急事態が布告された場合に、その全部又は一部を施行することができる法令の規定が記載されている。リスト A 及びリスト B は、一般的緊急事態の場合にのみ、基本法第 103 条第 2 項（刑事事件の裁判に関する第 113 条第 1 項及び第 3 項を含む。）に記載された基本権からの逸脱が認められるように構成されている（MvT, *KamerstukkenII* 1993/94, 23790, 3, p.2. <https://repository.overheid.nl/frbr/sgd/19931994/0000010042/1/pdf/SGD_19931994_0007254.pdf>; Bovend'Eert et al., *op.cit.*(25), p.183 (Fleuren)). 例外事態調整法を含むオランダ本国の緊急事態条項の概要は、越田崇夫『諸外国の憲法における緊急事態条項』（調査資料 2023-1-a 基本情報シリーズ 30）国立国会図書館, 2023, p.53. <<https://doi.org/10.11501/12998127>> を参照。

⁽¹³⁸⁾ アルバ構成国憲法第 V.29 条; キュラソー構成国憲法第 96 条; シント・マールテン構成国憲法第 112 条

⁽¹³⁹⁾ 例外事態構成国法（Landsverordening uitzonderingstoestand）（AB 2010, GT no. 27）

voor Nederland)) (1964 年法令公報第 337 号) の法律案をオランダ議会に提出した際の政府説明で、憲章第 34 条は排他的な性格を持たず、オランダ本国のための戦争法は基本法に基づいて制定できると主張した⁽¹⁴⁰⁾。その後、1994 年に、オランダ本国政府が例外事態調整法の法律案をオランダ議会に提出した際には、同法律案は基本法第 103 条 (例外事態) に基づくもの (本節(1) (ii) 参照) で、オランダ本国にのみ適用されると説明した⁽¹⁴¹⁾。

Ⅲ 憲法改正手続

1 総論

基本法及び憲章の改正手続は、通常法律又は王国法律の改正よりも厳格であることから、硬性憲法と理解される。また、我が国とは異なり、基本法及び憲章の改正手続に国民投票の規定は存在しない。一方で、いずれの改正手続も、基本法の規定により設置されるオランダ議会の手続を経て行うという特徴がある。

本章では、基本法の改正手続を説明した後に、憲章の改正手続を説明する。

2 基本法の改正手続

基本法の改正に関する規定は、第 8 章 (第 137 ～ 第 142 条) に置かれている。基本法の改正の提案は、その趣旨の内容を検討されるべきである旨を宣言する法律案を提出する形で行われる (第 137 条第 1 項)。基本法改正案の提出権は、通常法律案と同様に、国王⁽¹⁴²⁾又は第二院にある (第 82 条第 1 項)。提出された改正案が第 1 回の審議 (第 1 読会 : eerste lezing)⁽¹⁴³⁾において両議院で可決され、正式な改正法律案として公布された後に選挙で選出された第二院は、第 2 回の最終的な審議 (第 2 読会 : tweede lezing) において改正法律案を改めて審査する。第二院が採択をしない場合は、改正法律案は失効する。第二院で投票総数の 3 分の 2 以上の賛成を得た後に、第一院においても投票総数の 3 分の 2 以上の賛成を得た改正法律案は、国王による裁可を経て公布後直ちに発効する (第 137 条第 3 項及び第 139 条)⁽¹⁴⁴⁾。

第二院は、改正案を幾つかの法律案に分割する権限 (分割権 : splitsingsrecht) を持つ (第 137 条第 2 項及び第 4 項)。分割権は、改正案を修正する権能を持たない第一院が改正案の一

(140) Memorie van Antwoord, *Kamerstukken II* 1962/63, 4108, 10, p.2. <https://repository.overheid.nl/frbr/sgd/19621963/0000256040/1/pdf/SGD_19621963_0000250.pdf>

(141) MvT, *op.cit.*(137), pp.8-9.

(142) 基本法第 82 条第 1 項で「法律案は、国王により又はその名において… (中略) …提出される」と規定されているのは、政府が発議する法律案に国王が実質的に介入するのではなく、勅書によって法律案が提出されることを意味する (*Kamerstukken II*, 1979/80, 16034 (RI 138). 4, Bijlage I, Nng, p.27. <https://repository.overheid.nl/frbr/sgd/19791980/0000172390/1/pdf/SGD_19791980_00006458.pdf>).

(143) オランダ本国では、基本法改正案の第 1 回の審議を「第 1 読会 (eerste lezing)」、2 回目の最終的な審議を「第 2 読会 (tweede lezing)」と呼んでいる。一般法律案には、読会方式はとられていない。なお、基本法第 137 条には「第 1 読会」に関する規定はない。一方で、第 3 項に「第 2 読会」に関する規定があり、これは同条第 1 項の法律案の可否について検討する議会を「第 1 読会」とする見方を前提としている。

(144) かつての基本法の改正手続では、基本法改正案の公布後に第二院が解散 (ontbinding) されることとなっていたが (旧版, p.15)、2022 年の基本法改正法 (基本法改正に関する規定の改正 (基本法改正手続の再検討) を定める 2022 年 7 月 6 日の法律 (Wet van 6 juli 2022, houdende verandering in de Grondwet van de bepaling inzake veranderingen in de Grondwet (herijking Grondwetsherzieningsprocedure)) (2022 年法令公報第 335 号) により、第二院の解散に関する規定は削除された。Belinfante en Reede, *op.cit.* (56), pp.167-171; “Artikel 137: Eerste en tweede lezing; splitsing van voorstellen; kamerontbinding.” PDC Website <https://www.denederlandsegrondwet.nl/id/vlxups19yh4/artikel_137_eerste_en_tweede_lezing>; 山岡 前掲注(61)を参照。なお、改正前の基本法改正規定の本来の趣旨に従った解散が行われたのは、直近で 1948 年であるとされる (Bovend'Eert et al., *op.cit.* (25), p.226 (Broeksteeg))。

部に対する反対を理由に改正案全体を否決する可能性を減らすことを意図している⁽¹⁴⁵⁾。

3 憲章の改正手続

憲章の改正手続は、憲章第 55 条で規定され、王国法律によって行われる（同条第 1 項）。他の王国法律案の手続（第 II 章第 3 節(2) (iv) 参照）とは異なり、オランダ議会で憲章改正案が過半数の賛成で採択された後は、カリブ 3 か国で審議する。各構成国の代表機関での 2 回の読会により承認されるまでは、憲章改正案は採択されない。ただし、第 1 回の読会で 3 分の 2 の賛成を得て承認された場合には、当該構成国の代表機関で直ちに採択される（同条第 2 項）。

他方で、憲章の改正案が、基本法の内容を逸脱する場合には、その改正案は、オランダ議会で、基本法の改正手続（本章第 2 節参照）に沿って処理することとされている（憲章第 55 条第 3 項本文）。しかし、基本法の改正手続とは異なり、第 2 読会で、両議院は絶対多数（総議員の過半数）の賛成で採択することができる（同項ただし書）。

IV 最近の憲法的諸課題

1 国民投票制度導入の基本法改正案

オランダ本国は、国民投票制度が存在しない国であった。1960 年代以降、市民と政治の間の溝を埋める手段として国民投票の活用が考えられ、1990 年代には、オランダ議会在可決した基本法改正案を国民投票に付す制度の導入が審議されたが、成立に至らなかった。2000 年以降に、①暫定国民投票法（Wet van 16 juli 2001, houdende tijdelijke regels inzake het raadgevend correctief referendum (Tijdelijke referendumwet)）（2001 年法令公報第 388 号）及び②勧告的国民投票法（Wet van 30 september 2014, houdende regels inzake het raadgevend referendum (Wet raadgevend referendum)）（2015 年法令公報第 122 号）の制定により法的拘束力のない国民投票制度が導入されたが、①は 2004 年で失効し、②は 2018 年に廃止になった⁽¹⁴⁶⁾。

その後、2022 年に、社会党（Socialistische Partij: SP）のレンスケ・ライテン（Renske Leijten）第二院議員が、法的拘束力のある国民投票制度（bindend correctief referendum）を導入するための基本法改正案を提出し⁽¹⁴⁷⁾、オランダ議会で審議された。2023 年には、第一院及び第二院の両院が、基本法改正案について第一読会で可決し、基本法の改正が提案のとおり検討されるべき旨を宣言する法律⁽¹⁴⁸⁾が公布された（基本法第 137 条第 1 項）。2025 年 1 月 21 日には、第二院の第二読会で可決し⁽¹⁴⁹⁾、2026 年 1 月現在は第一院の第二読会で審議中である。第一院で可決されれば改正法が成立し、法的拘束力のある国民投票制度が実現されることになる（第 III 章第 2 節

(145) Belinfante en Reede, *ibid.*, p.171.

(146) 国民投票の実施例として、欧州憲法条約の承認の賛否（2005 年 6 月 1 日実施）、EU・ウクライナ連合協定の承認の賛否（2016 年 4 月 6 日実施）などがある。詳細は、越田崇夫「オランダにおける国民投票制度の導入・実施・廃止」『レファレンス』823 号, 2019.8, pp.61-88. <<https://doi.org/10.11501/11340944>> を参照。

(147) MvT, *Kamerstukken II* 2021/22, 36160, 3. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-36160-3.pdf>>

(148) 国民投票に関する規定の追加を目的とした基本法改正案を検討する根拠があることを宣言する 2023 年 10 月 21 日の法律（Wet van 21 oktober 2023, houdende verklaring dat er grond bestaat een voorstel in overweging te nemen tot verandering in de Grondwet, strekkende tot opening van bepalingen inzake het correctief referendum）（2023 年法令公報第 360 号）。この改正法律案では、国民投票の対象にならないものとして、国王及び王室の関連法、基本法改正、租税及び予算関連法、王国法律の提案などが挙げられている。

(149) “16 Stemming Opneming in de Grondwet van bepalingen inzake het correctief referendum,” 2025.1.21. Tweede Kamer der Staten-Generaal Website <<https://www.tweedekamer.nl/downloads/document?id=2025D15856>>

参照)⁽¹⁵⁰⁾。

2 法の支配と違憲審査

オランダ本国では、2016年から2020年にかけての児童扶養手当事件（Toeslagenaffaire）⁽¹⁵¹⁾を契機に、法の支配が主要な政治課題となっている⁽¹⁵²⁾。この事件の責任を取って、第3次ルッテ内閣（Kabinet-Rutte III）は2021年1月に総辞職した。その際に約束して設置した法の支配に関する国家委員会（Staatscommissie rechtsstaat）が2024年6月に提出した報告書による勧告の1つとして「基本法による法律審査の禁止を廃止せよ」（Schaf toetsingsverbod van wetgeving aan de Grondwet af）が出され、裁判所による違憲審査を禁止する基本法第120条の改正に言及した⁽¹⁵³⁾。

2025年2月には、内閣が違憲審査に関する基本法改正案の概要の書簡を第二院に送付した。この書簡では、基本法に定められた典型的な基本的人権に反する一般法の違憲審査の禁止を解除し、憲法裁判所を設立する必要があるなど、憲法審査を具体化するための計画案が概説されていた⁽¹⁵⁴⁾。その後、政府は同年7月から8月にかけて、基本法第1章で規定した「古典的基本権（klassieke grondrechten）」に限定した違憲審査の導入に関する基本法改正の提案について、インターネット協議（internetconsultatie）⁽¹⁵⁵⁾を行い、団体、法律専門家、一般市民などから51件の回答が寄せられ、インターネットに公開された。違憲審査制の導入自体には反対しないが、社会権的基本権などより広範に審査対象とすべきとするもの、憲法裁判所の設置を求める意見があった。一方で、違憲審査制の導入により、裁判所による政治介入が起こり、三権分立を崩すとして反対する意見もあった⁽¹⁵⁶⁾。

また、オランダ議会では、2024年10月に、第二院に「基本権及び憲法審査臨時委員会」（Tijdelijke commissie Grondrechten en Constitutionele toetsing）が設置された。同委員会は、法律案やその他の立法提案の基本権と基本法上の側面、議会に対する大臣等の情報提供義務（基本法第68条）、国家非常事態制度（staatsnoodrecht）の継続実施などの基本法上の特別な事項に

(150) 改正法律案の流れについて、“36.468: Initiatiefvoorstel-Van Nispen Opneming in de Grondwet van bepalingen inzake het correctief referendum.” Eerste Kamer der Staten-Generaal Website <https://www.eerstekamer.nl/wetsvoorstel/36468_initiatiefvoorstel_van>を参照。

(151) 2016年から2020年にかけて、税務当局が推定26,000人の親を誤って不正受給の疑いで訴え、受給した手当を全額返済するように求めたのに対し、オランダ議会が明確な情報を求めたにもかかわらず、適切に報告されなかったことから、行政の秘密主義が問われた問題である（Voermans, *op.cit.*(5), p.94）。

(152) Bas Pasterkamp en Joost Sillen, “Rechtsstaat en rechtsstatelijkheid,” 2025.10.23. PDC Website <https://www.denederlandsegrondwet.nl/id/vmrmfwzbytdt/nieuws/rechtsstaat_en_rechtsstatelijkheid?colctx=vih9dp4hyqv1>

(153) Staatscommissie rechtsstaat, *De gebroken belofte van de rechtsstaat: Tien verbetervoorstellen met oog voor de burger*, 2024, p.VIII. <<https://www.staatscommissierechtsstaat.nl/site/binaries/site-content/collections/documents/2024/06/01/index/Rapport+Staatscommissie+rechtsstaat+-+De+gebroken+belofte+van+de+rechtsstaat.pdf>> 英訳版として、Staatscommissie rechtsstaat, *The broken promise of the rule of law: Ten improvement proposals with a focus on the citizen*, 2024, p.VIII. <<https://www.staatscommissierechtsstaat.nl/site/binaries/site-content/collections/documents/2024/07/02/index/The+broken+promise+of+the+rule+of+law.pdf>>を参照。

(154) J.J.M. Uitermark en T.H.D. Struycken, *Contourennota constitutionele toetsing*, 2025.2.21. Rijksoverheid Website <<https://open.overheid.nl/documenten/891c2d31-8b45-427d-a62e-44091471f201/file>>

(155) インターネット協議は、立法プロセスの準備段階における透明性を更に高めるため、オランダ本国政府が立案中の法令、規則等について国民に対して任意で、インターネットを通じて協議するものである（“Kenniscentrum voor beleid en regelgeving: Nr. 16 (Internetconsultatie),” 2026. 1. 12 (Laatst gewijzigd op). Rijksoverheid Website <<https://www.kcbr.nl/ontwikkelen-beleid-en-regelgeving/draaiboek-voor-de-regelgeving/wetten-nr-4-110/2-openbaarheid-voorstellen-van-wet-en-internetconsultatie-nr-15-17/nr-16-internetconsultatie>>）。

(156) “Wijziging van de Grondwet ter invoering van constitutionele toetsing.” Overheid.nl Website <<https://internetconsultatie.nl/constitutioneletoetsing/b1>>

ついて、第二院に助言を行うことができるとしている⁽¹⁵⁷⁾。2025年2月から同年9月の間に、同委員会による10件の助言が公表されている⁽¹⁵⁸⁾。

3 2025年第二院総選挙と法の支配

オランダ本国では、2025年6月に自由党（Partij voor de Vrijheid: PVV）⁽¹⁵⁹⁾が政権から離脱し、ディック・スホーフ（Dick Schoof）首相がウィレム・アレキサンダー（Willem-Alexander）国王（在位：2013年～現在）に総辞職を申し入れたことを契機に、同年10月29日に第二院の総選挙が実施された⁽¹⁶⁰⁾。

その結果、議席数150（基本法第51条第2項）のうち、2023年11月の総選挙で第1党だった自由党は今回も第1党であったが、37議席から26議席に大きく減らした。一方で、民主66（Democraten 66: D66）が9議席から26議席へと議席を大幅に増やし、自由党と並んで第1党になった。以下、自由民主人民党（Volkspartij voor Vrijheid en Democratie: VVD）が22議席、グリーンレフト・労働党（GroenLinks en Partij van de Arbeid: GL/PvdA）が20議席、キリスト教民主アピール（Christen-Democratisch Appèl: CDA）が18議席、JA21が9議席、民主主義フォーラム（Forum voor Democratie: FvD）が7議席などと続き、合わせて15の政党が議席を獲得した⁽¹⁶¹⁾。選挙後、オランダ議会の主導で組閣が進められた⁽¹⁶²⁾。

オランダ弁護士協会（Nederlandse orde van advocaten: NOvA）では、2012年の第二院総選挙以来、法学者や弁護士から構成される独立委員会に、各政党の選挙公約の、法の支配の観点からの検証を委託してきた。今回の総選挙においても、『法の支配の検証 選挙公約2025』（Rechtsstatelijke toets verkiezingsprogramma's 2025）⁽¹⁶³⁾が公表された。この報告書では、各政党の選挙公約の内容を、①緑（法の支配を改善し又は強化する計画）、②黄（法の支配にリスクをもたらす計画）、③赤（法の支配の原則に反する計画）の3種類に分けて分析した⁽¹⁶⁴⁾。検証の結果、15党の中で赤の計画が最も多かったのは民主主義フォーラム（24個）、2番目が自由党

⁽¹⁵⁷⁾ “Tijdelijke commissie Grondrechten en Constitutionele toetsing.” Tweede Kamer der Staten-Generaal Website <https://www.tweedekamer.nl/kamerleden_en_commissies/commissies/tcgt>

⁽¹⁵⁸⁾ “Adviezen van de commissie.” Tweede Kamer der Staten-Generaal Website <<https://www.tweedekamer.nl/kamerleden-en-commissies/commissies/tijdelijke-commissie-grondrechten-en-constitutionele-toetsing-0>>

⁽¹⁵⁹⁾ オランダ本国の保守政治における自由党の特徴などの論説として、水島治郎「第6章 「自由」をめぐる闘争—オランダにおける保守政治とポピュリズム—」同編 前掲注(19), pp.135-159を、自由党の活動等を概説しているものとして、国立国会図書館調査及び立法考査局「欧州における主なポピュリズム政党」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』961号, 2017.4.25, pp.5-7（山田敏之執筆）。<<https://doi.org/10.11501/10338503>>を参照。オランダ本国の社会の特徴であった「柱状化」（前掲注(20)参照）が、1960年代のイデオロギーによる投票の減少、1990年代の市民と政治家を媒介していた団体の政治的な影響力の低下により解体されたことで、自由党等の右翼ポピュリズム政党（後掲注(160)参照）を登場させる余地が生まれたことなどを指摘するものとして、板橋拓己・作内由子「〈対話〉ドイツ・オランダに見る右翼ポピュリズム政党が躍進する社会の背景」『公研』63巻10号, 2025.10, pp.42-44（作内由子発言）を参照。

⁽¹⁶⁰⁾ 「オランダのスホーフ政権が崩壊、10月29日に総選挙実施へ（オランダ）」2025.6.12. 日本貿易振興機構ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/06/129af83cacf16b52.html>>

⁽¹⁶¹⁾ “Uitslagen Tweede Kamer 2025.” Nederlandse Omroep Stichting Website <<https://app.nos.nl/nieuws/tk2025/>> 日本の政治学者が選挙結果を分析しているものとして、作内由子「2025年オランダ総選挙について」2025.10.30. researchmap Website <https://researchmap.jp/blogs/blog_entries/view/111009/67a769635b06e5c4153d71d554b0db32?page_id=292717>を参照。

⁽¹⁶²⁾ “Kabinetsformatie 2025.” Bureau Woordvoering Kabinetsformatie Website <<https://www.kabinetsformatie2025.nl/kabinetsformaties/kabinetsformatie-2025>>

⁽¹⁶³⁾ Nederlandse orde van advocaten, *Rechtsstatelijke toets verkiezingsprogramma's 2025*, 2025. <<https://www.advocatenorde.nl/document/nova-toets-verkiezingsprogrammas-2025>>

⁽¹⁶⁴⁾ *ibid.*, p.4.

(23 個)、3 番目が JA21 (18 個)⁽¹⁶⁵⁾で、いずれも右翼ポピュリズム政党 (Rechts-populistische partijvorming)⁽¹⁶⁶⁾と評されることが多い政党であった。

独立委員会は、今回の検証で、法の支配を脅かす、又は法の支配に直接抵触する提案が含まれている件数が、過去最高を記録したとの結論を出した。法の支配の限界を超える公約の例としては、街頭でのデモの権利の制限や、集団訴訟のための裁判所へのアクセスを閉ざすものなどを挙げた⁽¹⁶⁷⁾。

おわりに

オランダ憲法は、王国の成り立ち、植民地支配に係る歴史、憲章及び基本法から構成される「複合的 (samengestelde)」な性格を有するものである⁽¹⁶⁸⁾ことなど、我が国の憲法事情とは大きく異なる特徴がある。一方で、王国の一体性を象徴する国王に係る制度があり (第 I 章第 3 節 (3) 参照)、日本と共通する。また、オランダ本国には、国民投票制度の導入といった政治への民意の反映に向けた動きや、オランダ議会第二院での基本権及び憲法審査臨時委員会の設置、裁判所が違憲審査を可能にするための基本法改正の議論など、法の支配の強化に向けた動きが近年見られる (第 IV 章参照)。以上を踏まえ、諸外国の憲法を比較する上で、今後のオランダ憲法の動向を考察する必要があるだろう。

⁽¹⁶⁵⁾ *ibid.*, p.181.

⁽¹⁶⁶⁾ オランダ本国の右翼ポピュリズム政党の概況を紹介しているものとして、“Rechts-populistische partijvorming.” PDC Website <<https://www.parlement.com/rechts-populistische-partijvorming>> を参照。

⁽¹⁶⁷⁾ “Commissie rechtsstatelijke toets verkiezingsprogramma’s: recordaantal voorstellen in strijd met de rechtsstaat,” 2025.10.20. Nederlandse orde van advocaten Website <<https://www.advocatenorde.nl/nieuws/commissie-rechtsstatelijke-toets-verkiezingsprogrammas-recordaantal-voorstellen-in-strijd-met-de-rechtsstaat>>

⁽¹⁶⁸⁾ Bovend’Eert et al., *op.cit.*(25), p.247 (Hoogers).

オランダ憲法翻訳の出典と凡例

以下に掲げる翻訳は、2023 年法令公報第 105 号のオランダ王国基本法全文からの訳出である。

条文中、オランダ王国基本法（1815 年法令公報第 45 号）は「基本法」、オランダ王国憲章（1954 年法令公報第 503 号）は「憲章」とした。

[] 内は訳者において補ったものであり、注は全て訳者のものである。

翻訳に際して以下の訳及び解説を参考とした。

- ・衆議院憲法調査会事務局仮訳「オランダ王国憲法」『衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書（別冊 訪問国等の憲法）』[衆議院], 2001, pp.93-106.
- ・*The Constitution of the Kingdom of the Netherlands 2023*, Den Haag: Ministry of the Interior and Kingdom Relations, 2023. <<https://open.overheid.nl/documenten/ronl-faa96875fef77af167a9133bd3625c0e9b45fa89/pdf>>
- ・法令制定の指示（1992 年官報第 230 号）（Aanwijzingen voor de regelgeving (*Staatscourant*, 1992, 230)) <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0005730>>

オランダ王国基本法 Grondwet voor het Koninkrijk der Nederlanden

総則

基本法は、基本権及び民主的な法治国家を保障する。

第1章 基本権

第1条

オランダ本国に居住する全ての者は、同一の状況下では、平等に取り扱われる。信仰、信条、政治的見解、人種、性別、障害、性的指向その他いかなる理由による差別も認められない。

第2条

1. 法律は、オランダ人の範囲について定める。
2. 法律は、外国人の入国許可及び国外退去について定める。
3. 犯罪人引渡しは、条約に基づいてのみ行われる。犯罪人引渡しに係る更なる規律は、法律で定める。
4. 何人も、法律で定める場合を除き、出国の権利を有する。

第3条

全てのオランダ人は、等しく公務に就く資格を有する。

第4条

各オランダ人は、法律により定められた制限及び例外を除き、一般的代表機関の構成員を選挙するとともに、当該機関の構成員として選挙される権利を等しく有する。

第5条

何人も、所管の機関に対して書面により請願を提出する権利を有する。

第6条

1. 何人も、法律により各人が責任を負う限り、個人的に又は他者とともに、自らの信仰又は信条を自由に告白する権利を有する。
2. 法律は、公衆衛生の確保、通行及び無秩序の克服又は防止のため、建築物及び閉じられた場所の外におけるこの権利の行使に関する定めをすることができる。

第7条

1. 何人も、法律により各人が責任を負う限り、出版物を通じて思想又は感情を公表するために、事前の許可を要しない。
2. 法律は、ラジオ及びテレビについて定めるものとする。ラジオ及びテレビ放送の内容に係る事前の監督は、行わない。
3. 何人も、法律により各人が責任を負う限り、思想又は感情を前2項に規定する方法以外の方法で公表するために、その内容を理由として事前の許可を要しない。法律は、善良の風俗を保護するため、16歳未満の者に公開される行事の開催を規制することができる。
4. 前3項の規定は、商業広告には適用しない。

第8条

結社の権利は、認められる。法律により、この権利は、公共の秩序の利益のために制限され

ることができる。

第9条

1. 集会及び示威行動の権利は、法律の下で各人が責任を負う限り、認められる。
2. 法律は、健康の保護、交通の利益及び無秩序の撲滅又は防止に関する規定を定めることができる。

第10条

1. 何人も、法律により又は法律に基づき定める制限を除き、個人のプライバシーの尊重に対する権利を有する。
2. 法律は、個人データの記録及び提供に関わる個人のプライバシーの保護について定めるものとする。
3. 法律は、自己に関して記録されたデータ及びその利用について知らされ、並びに当該データの修正を求める個人の権利について定めるものとする。

第11条

何人も、法律により又は法律に基づき定める制限を除き、その身体の不可侵性に対する権利を有する。

第12条

1. 居住者の同意のない住居への立入りは、法律により又は法律に基づき定められた場合において、法律により又は法律に基づきそのために指定された者による限り、認められる。
2. 前項の規定に基づく立入りのためには、法律で定める例外を除き、事前の身分証明及び立入りの目的の告知を要する。
3. 居住者に対しては、できる限り速やかに、立入りに係る書面による報告が交付されるものとする。国の安全又は刑事訴追のために立入りが行われた場合には、法律の定めるところにより、報告の交付を延期することができる。交付が国家安全保障上の利益に永続的に反する場合として法律で定める場合には、交付しないことができる。

第13条

1. 何人も、信書及びテレコミュニケーションの秘密を尊重される権利を有する。
2. この権利の制限は、法律で定める場合において、裁判所の許可を得て又は国家安全保障上の利益のために、法律によりその目的のために指定された者によるとき又はその者の授權によるときは可能である。

第14条

1. 収用は、一般利益のために、かつ、事前に保障された完全な補償との引換えにおいてのみ、行うことができる。詳細は、法律により又は法律に基づき定める規律による。
2. 緊急時において直ちに収用が必要とされる場合には、完全な補償を事前に保障することを要しない。
3. 一般利益のために所有物が所管の機関により破壊され、若しくは使用できなくされる場合又は所有権の行使が制限される場合として、法律により又は法律に基づき定められたときは、損害の完全な補償又は部分的な補償に対する権利が生ずる。

第15条

1. 法律により又は法律に基づき定められた場合を除き、何人も、その自由を奪われることはない。

2. 裁判官の命令によらずにその自由を奪われた者は、その釈放を裁判官に求めることができる。この場合には、その者は、法律で定める期限内に裁判官により審問される。裁判官は、自由の剥奪が違法と認める場合には、即時の釈放を命ずる。
3. 訴訟のためにその自由を奪われている者に係る裁判は、妥当な期限内に行う。
4. 合法的にその自由を奪われた者については、基本権の行使が自由の剥奪と両立しない限りにおいて、当該基本権の行使を制限することができる。

第 16 条

いかなる行為も、その行為より前に存在する法律の処罰規定によらない限り、罰せられない。

第 17 条

1. 何人も、自己の権利及び義務の決定又は自己に対する刑事訴追の決定においては、合理的な期間内に独立かつ公平な裁判所による公正な裁判を受ける権利を有する。
2. 何人も、その意思に反し、法律により認められる裁判所〔による裁判を受ける権利〕を奪われることはない。

第 18 条

1. 何人も、裁判上及び行政上の申立てにより援助を求めることができる。
2. 法律は、資力が劣る者に対する法律扶助の付与について定めるものとする。

第 19 条

1. 十分な就労機会の促進は、公的機関が配慮するものとする。
2. 法律は、労働者の法的地位及び労働の際の保護並びに共同決定について定めるものとする。
3. 自由に労働を選択する各オランダ人の権利は、法律により又は法律に基づき定められた制限を除き、認められる。

第 20 条

1. 住民の生計の確保及び福祉の拡大は、公的機関が配慮するものとする。
2. 法律は、社会保障を求める権利について定めるものとする。
3. 生計を維持することができない国内のオランダ人は、法律の定めるところにより、公的機関からの援助に対する権利を有する。

第 21 条

公的機関の配慮は、国土の居住適性並びに生活環境の保護及び改善に向けられるものとする。

第 22 条

1. 公的機関は、国民の健康の増進のための措置を講ずるものとする。
2. 十分な居住機会の促進は、公的機関が配慮する事項であるものとする。
3. 公的機関は、社会的及び文化的な発展並びに余暇活動のための条件を創出するものとする。

第 23 条

1. 教育は、政府が常に配慮する事項でなければならない。
2. 教育の提供は自由であるが、公的機関が監督すること並びに法律で指定された教育形態に関しては、教育者の能力及び道徳性に関する審査を、法律で定めるものとする。
3. 公立学校教育については、各人の信仰又は信条を尊重しつつ、法律で定める。
4. 各基礎自治体及び第 132a 条で規定する各公共団体において、公的機関により、十分な初等普通教育が十分な数の公立学校で提供されなければならない。公立学校でなくとも初等普通教育を受ける機会が与えられる場合には、法律の定めるところにより例外を認めることがで

きる。

5. 全部又は一部について公金の支出を受けるべき教育に課される質に関する要件は法律で定めるが、私立学校教育に関しては、方針の自由を考慮する。
6. これらの要件は、公金から全額支出された私立学校教育及び公立学校教育の質が等しく十分に保障されるように、初等普通教育について定められる。規定に際しては、とりわけ、教材の選択及び教員の雇用に関する私立学校教育の自由が尊重される。
7. 法律の定める要件を満たす私立学校による初等普通教育は、公立学校教育と同一の基準に従い、公金から支出を受ける。法律は、私立学校による中等普通教育及び大学進学課程の教育に対して公金が支出される要件について定める。
8. 政府は、毎年、教育の現状についてオランダ議会に報告する。

第2章 政府

第1節 国王

第24条

王位は、オラニエ＝ナッサウ公ウィレム1世の正統な後継者による世襲とする。

第25条

王位は、国王の死去の場合に、正統な子孫に継承され、その際には、最年長の子が優先され、代襲⁽¹⁾についても同様である。国王に子孫がない場合には、王位は、同一の方法により、まず国王の親の、次に国王の祖父母の、正統な子孫であって、継承資格を有するものに、死去した国王との血縁が3親等よりも離れていない限り、継承される。

第26条

国王の死去の時点で王妃の胎内にある子は、王位継承については、既に生まれたものとみなす。死産の場合、その子は存在しなかったものとみなす。

第27条

退位の場合には、前3条の規定に従った王位継承が行われる。退位後に生まれた子及びその子孫は、王位継承から除外される。

第28条

1. 法律による同意を得ない婚姻をする国王は、それにより退位する。
2. 王位継承の可能性を有する者がこのような婚姻をする場合には、その者は、当該婚姻により生まれた子及びその子孫とともに王位継承から除外される。
3. オランダ議会は、同意に係る法律案について、両院合同会議において審議し、及び議決する。

第29条

1. 例外的な場合には、法律により1人又は複数の者を王位継承から除外することができる。
2. そのための法律案は、国王により又はその名において提出される。オランダ議会は、これについて両院合同会議において審議し、及び議決する。同議会は、表明された投票数の少なくとも3分の2の賛成によらなければ、法律案を可決することができない。

(1) 王位継承者が国王よりも先に死去した場合における王位継承のこと。

第 30 条

1. 後継者がいないと見込まれる場合には、これを法律で指名することができる。法律案は、国王により又はその名において提出される。法律案の提出後、両議院は、解散される。新しい両議院は、両院合同会議においてこれについて審議し、及び議決する。両院合同会議は、表明された投票数の少なくとも 3 分の 2 の賛成によらなければ、法律案を可決することができない。
2. 国王の死去又は退位の際に後継者がいないときは、両議院は、解散される。新しい両議院は、死去又は退位の日から 4 か月以内に、次期国王の指名について議決するために両院合同会議に集会する。両議院は、表明された投票数の少なくとも 3 分の 2 の賛成によらなければ、後継者を指名することができない。

第 31 条

1. 指名された国王は、その正統な子孫による王位継承によってのみ引き継がれることができる。
2. 王位継承に係る規定及び前項の規定は、後継者がいまだ国王に即位していない間は、当該後継者について準用する。

第 32 条

国王は、国王の権限の行使を始めた後、首都アムステルダムにおいて、オランダ議会の公開の両院合同会議の場で、できる限り速やかに宣誓し、王位に就く。国王は、この基本法に対する忠誠及びその職務の誠実な執行を宣誓し、又は誓約する。法律は、より詳細な規定を定めるものとする。

第 33 条

国王は、18 歳に達した後に、国王の権限を行使する。

第 34 条

法律は、未成年である国王に関する親権及び後見並びにこれらの監督について定める。オランダ議会は、両院合同会議において、これについて審議し、及び議決する。

第 35 条

1. 国王が国王の権限を行使することができる状態にないと内閣が判断するときは、内閣がこの件について諮問をした国务院の助言をオランダ議会に提出し、同議会は、これを受けて両院合同会議に集会する。
2. この判断をオランダ議会が共有するときは、同議会は、国王が国王の権限を行使することができる状態にない旨の宣言を行う。この宣言は、両院合同会議の議長の命令により公示され、直ちに効力を生ずる。
3. 国王が再び国王の権限を行使することができる状態になった場合には、直ちに法律によりこの旨が宣言される。オランダ議会は、これについて両院合同会議において審議し、及び議決する。国王は、当該法律の公布後直ちに、国王の権限を再び行使する。
4. 国王が国王の権限を行使することができる状態にない旨を宣言された場合において、必要なときは、法律は、国王に対する監督について定める。オランダ議会は、これについて両院合同会議において審議し、及び議決する。

第 36 条

国王は、法律に基づき、国王の権限の行使を一時的に中止し、及び再び行使することができ、これに関する法律案は、国王により又はその名において提出される。オランダ議会は、両院合

同会議において、これについて審議し、及び議決する。

第37条

1. 国王の権限は、次の各号に掲げる場合には、摂政により行使される。
 - a. 国王が18歳に達しない間
 - b. 王位がいまだ生まれていない子に継承された場合
 - c. 国王が国王の権限を行使することができる状態にない旨宣言された場合
 - d. 国王が国王の権限の行使を一時的に停止した場合
 - e. 国王の死去又は退位の後に後継者がいない間
2. 摂政は、法律により指名される。オランダ議会は、両院合同会議において、これについて審議し、及び議決する。
3. 第1項c号及びd号に掲げる場合において、国王の推定後継者である子孫が18歳に達しているときは、当該子孫が当然に摂政となる。
4. 摂政は、オランダ議会の両院合同会議において、この基本法に対する忠誠及びその職務の誠実な執行を宣誓し、又は誓約する。法律は、摂政職に関するより詳細な規定を定めるとともに、その中で後任及び代理について定めることができる。同議会は、両院合同会議において、これについて審議し、及び議決する。
5. 第35条及び第36条の規定は、摂政について準用する。

第38条

国王の権限が行使されない間、国王の権限は、国務院により行使される。

第39条

法律は、王室の構成員の範囲について定める。

第40条

1. 国王は、法律の定めるところに従い、毎年、国庫から給付金を受ける。当該法律は、給付金が支給される王室の他の構成員の範囲について定め、及び当該給付金について規律する。
2. 国庫から受領した給付金及びその職務の遂行のために使用する財産については、個人課税が免除される。さらに、国王又はその推定後継者が相続権に基づき又は贈与により王室の構成員から受領したもののについては、相続税、譲渡税及び贈与税が免除される。更なる課税の免除を法律で認めることができる。
3. オランダ議会の両議院は、表明された投票数の少なくとも3分の2の賛成によらなければ、前2項に規定する法律案を可決することができない。

第41条

国王は、公共の利益を考慮して、宮廷を組織する。

第2節 国王及び大臣

第42条

1. 政府は、国王及び大臣から構成される。
2. 国王は不可侵であり、大臣が責任を負う。

第43条

首相及びその他の大臣は、勅令により任命され、及び解任される。

第 44 条

1. 省庁は、勅令により設置される。省庁は、1 人の大臣の指揮の下に置かれる。
2. さらに、省庁を指揮する任務を負わない大臣⁽²⁾を任命することができる。

第 45 条

1. 大臣は、共同して内閣を構成する。
2. 首相は、内閣の長である。
3. 内閣は、政府の一般政策を協議し、及び決定し、並びにこれらの政策の調和を促進する。

第 46 条

1. 勅令により副大臣を任命し、及び解任することができる。
2. 副大臣は、大臣が必要と認める場合において、かつ、大臣の指示を遵守して、大臣職を代行する。副大臣は、大臣の責任を損なうことなく、その責任を負うものとする。

第 47 条

全ての法律及び勅令は、国王及び 1 人若しくは複数の大臣又は副大臣により署名される。

第 48 条

首相を任命する勅令は、当該者により副署される。その他の大臣及び副大臣を任命し、又は解任する勅令は、首相により副署される。

第 49 条

大臣及び副大臣は、就任に際して、国王の前で、法律の定める方法により、清廉性の宣誓又は宣言及び誓約を行うとともに、この基本法に対する忠誠及びその職務の誠実な執行を宣誓し、又は誓約する。

第 3 章 オランダ議会

第 1 節 組織及び構成

第 50 条

オランダ議会は、全てのオランダ国民を代表する。

第 51 条

1. オランダ議会は、第二院及び第一院により構成される。
2. 第二院は、150 人の議員により構成される。
3. 第一院は、75 人の議員により構成される。
4. 両院合同会議の際には、両議院は、単一とみなされる。

第 52 条

1. 両議院の任期は、4 年とする。
2. 4 年と異なる任期が法律により州議会について定められた場合には、第一院の任期は、それに従って変更される。

第 53 条

1. 両議院の議員は、法律により定める範囲内において、比例代表制に基づいて選挙される。

(2) いわゆる無任所大臣のこと。

2. 選挙は、秘密投票により行われる。

第54条

1. 第二院の議員は、国内に居住していないオランダ人に関して法律で定める例外を除き、18歳に達したオランダ人により直接選挙される。
2. 法律で指定された罪を犯したため、裁判所の確定判決により少なくとも1年の自由刑を宣告され、かつ、これと同時に選挙権を剥奪された者は、選挙権を喪失する。

第55条

1. 第一院の議員は、州議会の議員並びに第2項及び第132a条第3項で規定する選挙人団の議員により選挙される。選挙は、第一院の解散の場合を除き、州議会の議員の選挙の後3か月以内に行われる。
2. 非居住者であるオランダ人かつオランダ議会第二院選挙の要件を満たす者のために、第一院の選挙人団の選挙が行われる。この選挙人団の議員は、これらのオランダ人によって直接選出される。議員資格についても同様の要件が適用される。第129条第2項から第6項までを準用する。

第56条

オランダ議会議員となり得るためには、オランダ人であり、18歳に達し、かつ、選挙権を喪失していないことを要する。

第57条

1. 何人も、両議院の議員であることはできない。
2. オランダ議会の議員は、大臣、副大臣、内閣の構成員、会計検査院の検査官、全国オンブズマン若しくは副オンブズマン、オランダ最高裁判所裁判官又はオランダ最高裁判所の検事総長若しくは検事に同時になることができない。
3. 辞職を申し出た大臣又は副大臣は、前項の規定にかかわらず、その辞職の申出についての決定があるまでの間、当該職務とオランダ議会の議員の資格とを兼ねることができる。
4. 法律は、その他の公職に関し、当該公職がオランダ議会又はいずれかの議院の議員資格と同時に遂行することができない旨を定めることができる。

第57a条

法律は、妊娠及び出産並びに病気を理由とするオランダ議会議員の一時的な代理について定める。

第58条

各議院は、その新たに任命された議員の当選証書を審査し、及び当選証書又は選挙自体に関して生じた争訟について、法律の定めを遵守して判定する。

第59条

選挙権及び選挙に関するその他の全ての事項については、法律で定める。

第60条

両議院の議員は、就任に際して、会合において、法律の定める方法により、清廉性の宣誓又は宣言及び誓約を行うとともに、基本法に対する忠誠及びその職務の誠実な執行を宣誓し、又は誓約する。

第61条

1. 各議院は、議員の中から議長を任命する。

2. 各議院は、書記を任命する。書記及び両議院のその他の職員は、オランダ議会議員に同時になることはできない。

第 62 条

第一院の議長は、両院合同会議の議長を務める。

第 63 条

オランダ議会議員及び同議会議員であった者並びにこれらの遺族のための金銭的な給付は、法律で定める。両議院は、表明された投票数の少なくとも 3 分の 2 の賛成によらなければ、この件に関する法律案を可決することができない。

第 64 条

1. 各議院は、勅令により解散される。
2. 解散に係る勅令は、3 か月以内に、解散した議院について新たな選挙を行い、新たに選挙された議院が集会することの命令も含む。
3. 解散は、新たに選挙された議院が集会する日に効力を生ずる。
4. 法律は、解散後に集会する第二院の任期について定めるが、期間は、5 年を超えることができない。解散後に集会する第一院の任期は、解散された第一院の任期の満了が予定されていた時点で終了する。

第 2 節 議事手続

第 65 条

毎年 9 月の第 3 火曜日又は法律で定めるより早い時期に、政府の遂行する政策が、オランダ議会の両院合同会議で、国王により又はその名において表明されるものとする。

第 66 条

1. オランダ議会の会議は、公開とする。
2. 出席議員の 10 分の 1 の要求があれば、又は議長が必要と認めるときは、会議は非公開とする。
3. その後、議院又は両院合同会議における両議院により、審議及び議決を非公開とすべきか否かについて決定される。

第 67 条

1. 両議院は、総議員の過半数が出席している場合に限り、各議院及び両院合同会議において、審議し、又は議決することができる。
2. 議決は、投票の過半数による。
3. オランダ議会議員は、指示を受けることなく投票する。
4. 議案について、1 人の議員の要求があれば、口頭による点呼投票を行う。

第 68 条

大臣及び副大臣は、1 人又は複数のオランダ議会議員が要求する情報であって、当該情報の提供が国の利益に反しないものを、各議院及び両院合同会議に、口頭又は文書で提供する。

第 69 条

1. 大臣及び副大臣は、会議に出席する権利を有するとともに、審議に参加することができる。
2. 大臣及び副大臣に対し、各議院及び両院合同会議は、会議に出席させるために招致することができる。

3. 大臣及び副大臣は、会議において、その指名する者の補助を受けることができる。

第70条

両議院は、各議院においても両院合同会議においても、法律で定める調査権を有する。

第71条

審議に参加するオランダ議会議員、大臣、副大臣及びその他の者は、オランダ議会若しくは委員会の会議において発言し、又はこれらの会議に書面で提出したことについて、裁判において訴えられ、又は責任を問われることない。

第72条

両議院は、各議院及び両院合同会議において、議事規則を定める。

第4章 国務院、会計検査院、全国オンプズマン及び常設の助言機関

第73条

1. 国務院又は国務院の部局は、法律案及び一般行政措置⁽³⁾の案並びにオランダ議会による条約の承認に係る提案について諮問を受ける。法律で定める場合には、諮問を省略することができる。
2. 国務院又は国務院の部局は、勅令で決定された行政に関する紛争を審理し、判決を言い渡す責任を有する。
3. 法律は、国務院又は国務院の部局に対し、行政に関する紛争の判決を委ねることができる。

第74条

1. 国王は、国務院の議長である。国王の推定後継者は、18歳に達した後、当然に国務院の構成員となる。法律により又は法律に基づき、王室の他の構成員に対して国務院の議席を付与することができる。
2. 国務院の構成員は、勅令により、終身で任命される。
3. 国務院の構成員は、自ら願い出ることにより、及び法律で定める年齢に達したことを理由として、解任される。
4. 法律で定める場合には、国務院は、国務院の構成員を停職し、又は解任することができる。
5. 法律は、国務院の構成員の法的地位に関するその他の事項について定める。

第75条

1. 法律は、国務院の組織、構成及び権限について定める。
2. 法律により、国務院又は国務院の部局に対し、その他の任務も委ねることができる。

第76条

会計検査院は、国の収入及び支出の検査に責任を有する。

第77条

1. 会計検査院の検査官は、オランダ議会の第二院により作成された3人の候補者名簿から、勅令により終身で任命される。

(3) *algemene maatregel van bestuur*. オランダ本国で立法者が法令制定の権限を政府に委譲したい場合、一定の規制は「一般行政措置によって」与えられるとする説明がある (D.J. Elzinga et al. (bewerkt door), *Van der Pot, Handboek van het Nederlandse staatsrecht*, 16. druk, Deventer: Kluwer, 2014, p.683)。なお、「王国一般行政措置 (*algemene maatregel van rijksbestuur*)」は、憲章に基づいて制定される王国法律を施行するために制定されるもので、王国全体に適用される。

2. 会計検査院の検査官は、自ら願い出ることにより、及び法律で定める年齢に達したことを理由として、解任される。
3. 法律で指定された場合には、オランダ最高裁判所は、会計検査院の検査官を停職し、又は解任することができる。
4. 法律は、会計検査院の検査官の法的地位に関するその他の事項について定める。

第 78 条

1. 法律は、会計検査院の組織、構成及び権限について定める。
2. 法律により、会計検査院に対し、その他の任務も委ねることができる。

第 78a 条

1. 全国オンブズマンは、申立てにより又は自発的に、国の行政機関及び法律により又は法律に基づき指定された他の行政機関の行為を調査する。
2. 全国オンブズマン及び副オンブズマンは、法律で定める任期中、オランダ議会の第二院により任命される。全国オンブズマン及び副オンブズマンは、自ら願い出ることにより、及び法律で定める年齢に達したことを理由として、解任される。法律で指定された場合には、オランダ議会の第二院は、全国オンブズマン及び副オンブズマンを停職し、又は解任することができる。法律は、全国オンブズマン及び副オンブズマンの法的地位に関するその他の事項について定める。
3. 法律は、全国オンブズマンの権限及び職務遂行の方法について定める。
4. 法律により又は法律に基づき、全国オンブズマンに対し、その他の任務も委ねることができる。

第 79 条

1. 国の立法及び行政に関する事項についての常設の助言機関は、法律により又は法律に基づき、設置される。
2. 法律は、これらの機関の組織、構成及び権限について定める。
3. 法律により又は法律に基づき、これらの機関に対し、助言以外の任務も委ねることができる。

第 80 条

1. この章に規定する機関による助言は、法律の定めるところに従って公表される。
2. 国王により又はその名において提出された法律案についてなされた助言は、法律で定める例外を除き、オランダ議会に提出される。

第 5 章 立法及び行政

第 1 節 法律及びその他の規律

第 81 条

法律の制定は、政府及びオランダ議会により共同して行われる。

第 82 条

1. 法律案は、国王により又はその名において、及びオランダ議会の第二院により提出される。
2. オランダ議会の両院合同会議による審議が定められている法律案は、国王により又はその名において、及び第 2 章の関係条文が認める限りにおいて両院合同会議により、提出するこ

とができる。

3. 第二院又は両院合同会議により提出される法律案は、1人又は複数の議員により、これらに発議することができる。

第83条

国王により又はその名において提出された法律案は、第二院に送付され、又はオランダ議会の両院合同会議による審議が定められている場合には両院合同会議に送付される。

第84条

1. 国王により又はその名において提出された法律案は、第二院又は両院合同会議により可決されるまでの間は、1人又は複数の議員の提案に基づいて第二院又は両院合同会議により、及び政府の名において修正することができる。
2. 第二院又は両院合同会議が、自ら提出した法律案を可決するまでの間は、当該法律案は、1人又は複数の議員の提案に基づいて第二院又は両院合同会議により、及び当該法律案を発議した議員により修正することができる。

第85条

第二院は、法律案を可決し、又は法律案の提出を議決した場合には、直ちに当該法律案を第一院に送付し、第一院は、第二院により第一院に送付されたとおりの法律案を検討する。第二院は、1人又は複数の所属議員に対し、第二院により提出された法律案を第一院において答弁することを命ずることができる。

第86条

1. 法律案は、オランダ議会により可決されるまでの間は、提出者により又はその名において、撤回することができる。
2. 第二院又は両院合同会議が自ら提出する法律案を可決するまでの間は、当該法律案は、当該法律案を発議した議員により撤回することができる。

第87条

1. 法律案は、オランダ議会により可決され、かつ、国王により裁可された場合には、直ちに法律となる。
2. 国王及びオランダ議会は、全ての法律案に関する決定を相互に通知する。

第88条

法律は、法律の公布及び施行について定める。法律は、公布される前には施行されない。

第89条

1. 一般行政措置は、勅令により定められる。
2. 罰則を伴う規律は、法律に基づいてのみ、一般行政措置において規定される。法律は、科すべき罰則について定める。
3. 法律は、一般行政措置の公布及び施行について定める。一般行政措置は、公布される前には施行されない。
4. 第2項及び第3項の規定は、国の名において定められたその他の一般的な拘束力を有する規律について準用する。

第2節 雑則

第90条

政府は、国際的な法秩序の発展を推進する。

第91条

1. オランダ議会による事前の承認がなければ、王国は条約に拘束されず、及び条約は廃棄されない。法律は、承認を要しない場合について定める。
2. 法律は、承認が付与される方法について定めるとともに、黙示の承認について定めることができる。
3. 条約がこの基本法から逸脱する規定又はそのような逸脱を余儀なくさせる規定を含む場合には、両議院は、表明された投票数の少なくとも3分の2の賛成によらなければ、承認を付与することができない。

第92条

必要な場合には、前条第3項の規定を遵守して、条約により又は条約に基づき国際法上の機関に対し、立法、行政及び裁判の権限を委ねることができる。

第93条

条約及び国際法上の機関の決定の規定であって、その内容により全ての者を拘束することができるものは、それらが公示された後に拘束力を生じる。

第94条

王国内で効力を有する法律の規律は、条約及び国際法上の機関の決定の全ての者を拘束する規定に抵触する場合には、適用されない。

第95条

法律は、条約及び国際法上の機関の決定の公示に関して定めるものとする。

第96条

1. 王国は、オランダ議会の事前の承認の後でなければ、戦争状態を宣言してはならない。
2. 承認は、現実には戦争状態にある結果、オランダ議会との協議が不可能であるときは、必要とされない。
3. オランダ議会は、両院合同会議において、これについて審議し、及び議決する。
4. 第1項及び前項の規定は、戦争終結の宣言について準用する。

第97条

1. 軍隊は、王国の防衛及び王国の利益の保護並びに国際的な法秩序の維持及び促進のために存在する。
2. 政府は、軍隊に対する最高指揮権を有する。

第98条

1. 軍隊は、志願兵により構成されるとともに、徴集兵をその構成員とすることができる。
2. 法律は、義務的な兵役及び現役への召集の猶予に関する権限について定める。

第99条

法律は、真摯な良心のとがめを理由とする兵役の免除について定める。

第99a条

法律で定めるところにより、民間防衛のための義務を課することができる。

第 100 条

1. 政府は、国際的な法秩序の維持又は促進のための軍隊の投入又は配置に関する情報を、事前にオランダ議会に提供する。これは、武力紛争時における人道援助のための軍隊の投入又は配置に関する事前の情報提供を含む。
2. 前項の規定は、やむを得ない理由により事前に情報提供を行うことができないときは、適用しない。その場合には、情報はできる限り速やかに提供される。

第 101 条

(1995 年 7 月 10 日の王国法律 (法令公報第 401 号) により削除)

第 102 条

(2000 年 6 月 22 日の王国法律 (法令公報第 294 号) により削除)

第 103 条

1. 法律は、国内外の安全の維持のため、法律により指定される例外事態を勅令で布告することができる場合について定め、その布告の結果について定める。
2. その際には、州、基礎自治体、第 132a 条で規定する公共団体及び治水委員会の機関の権限に関する基本法の規定、第 6 条 (建築物及び閉じられた場所の外における同条に規定する権利の行使に関する場合に限る。)、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条並びに第 113 条第 1 項及び第 3 項に規定する基本権から逸脱することができる。
3. 例外事態の布告後、勅令で当該布告が廃止されるまでの間、オランダ議会は、必要であると判断する都度、当該布告の継続について決定し、オランダ議会は、両院合同会議において、これについて審議し、及び議決する。

第 104 条

国の租税は、法律に基づいて課される。国のその他の公課は、法律で定める。

第 105 条

1. 国の歳入及び歳出の予算は、法律で定める。
2. 一般予算の法律案は、国王により又はその名において、毎年、第 65 条に定める時期に提出される。
3. 国の歳入及び歳出に関する説明は、法律の規定に従い、オランダ議会に対し行われる。会計検査院により承認された決算は、オランダ議会に提出される。
4. 法律は、国の財政の運用に関して定めるものとする。

第 106 条

法律は、通貨制度について定める。

第 107 条

1. 法律は、個別法において特定の事項について定める権限を除き、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法を、一般法典において定める。
2. 法律は、行政法の一般規則を定める。

第 108 条

(1999 年 2 月 25 日の法律 (法令公報第 133 号) により削除)

第 109 条

法律は、公務員の法的地位について定める。法律は、さらに、公務員の労働における保護及び共同決定に関して定めるものとする。

第 110 条

公的機関は、その職務の遂行に際して、法律で定めるところに従って、公開性を確保する。

第 111 条

勲章は、法律で定められる。

第 6 章 裁判

第 112 条

1. 民事上の権利及び請求に関する紛争の裁判は、裁判機構に委任される。
2. 法律は、民事上の権利関係から生じたものでない紛争の裁判を、裁判機構又は裁判機構に属さない裁判所のいずれかに委ねることができる。法律は、裁判の手続及び裁判所の判断の効果について定める。

第 113 条

1. さらに、刑事事件の裁判も、裁判機構に委任される。
2. 公的機関により設けられた懲戒裁判については、法律で定める。
3. 自由を剥奪する刑罰は、裁判機構のみが科することができる。
4. 法律は、オランダ国外での裁判及び戦時刑法について、〔前 3 項の規定とは〕異なる規定を定めることができる。

第 114 条

死刑は、科することができない。

第 115 条

第 112 条第 2 項に規定する紛争については、行政上の不服申立てを提起することができる。

第 116 条

1. 法律は、裁判機構に属する裁判所を定める。
2. 法律は、裁判機構の組織、構成及び権限について定める。
3. 法律は、裁判機構による裁判に、〔裁判官とともに〕裁判機構に属さない者も参加することを定めることができる。
4. 法律は、裁判に責任を有する裁判機構の構成員及び前項に規定する者の職務遂行について、当該構成員により行うべき監督について定める。

第 117 条

1. 裁判に責任を有する裁判機構の構成員及びオランダ最高裁判所の検事総長は、勅令により、終身で任命される。
2. 前項に規定する者は、自ら願い出ることにより、及び法律で定める年齢に達したことを理由として、解任される。
3. 法律で定める場合には、法律で指定された裁判機構に属する裁判所は、第 1 項に規定する者を停職させ、又は解任することができる。
4. 法律は、第 1 項に規定する者の法的地位に関するその他の事項について定める。

第 118 条

1. オランダ最高裁判所の裁判官は、オランダ議会の第二院により作成された 3 人の候補者名簿から任命される。

2. オランダ最高裁判所は、法律で定める場合において、かつ、法律で定める範囲内において、法に反することを理由として裁判所の判決を破棄する責任を有する。
3. 法律により、オランダ最高裁判所に対し、その他の任務も委ねることができる。

第 119 条

オランダ議会議員、大臣及び副大臣は、在職中に犯した職務犯罪を理由として、その離職後であっても、オランダ最高裁判所において審理される。訴追のための命令は、勅令又は第二院の決議による。

第 120 条

裁判所は、法律及び条約の基本法との適合性を判断しない。

第 121 条

法律で定める場合を除き、審理は公開の場で行われ、判決には、その根拠が含まれる。判決の言渡しは、公に行われる。

第 122 条

1. 恩赦は、法律で指定された裁判所の助言の後に、かつ、法律により又は法律に基づき定める規律を遵守して、勅令により付与される。
2. 大赦は、法律により又は法律に基づき付与される。

第 7 章 州、基礎自治体、カリブ海地域公共団体、治水委員会及びその他の公共団体

第 123 条

1. 州及び基礎自治体は、法律で廃止し、及び新設することができる。
2. 法律は、州及び基礎自治体の境界の変更について定める。

第 124 条

1. 州及び基礎自治体については、その内部事項に関する定め及び執行の権限は、その運営機関に委任される。
2. 州及び基礎自治体に対し、法律により又は法律に基づき、運営機関に関する定め及び執行を要求することができる。

第 125 条

1. 州及び基礎自治体はそれぞれ、州議会及び基礎自治体議会を最高機関とする。その会議は、法律で定める例外を除き、公開とする。
2. 州執行部及び州知事も州の運営機関の一部を成し、基礎自治体の執行部及び首長も基礎自治体の運営機関の一部を成す。

第 126 条

州知事が政府により発せられる職務上の指示の執行に責任を有することを、法律で定めることができる。

第 127 条

州議会及び基礎自治体議会はそれぞれ、法律により又は法律に基づきこれらにより定められる例外を除き、州及び基礎自治体の条例を定める。

第 128 条

第 123 条の場合を除き、第 124 条第 1 項に規定する権限を、第 125 条に規定する機関以外の

機関に対し付与することは、州議会又は基礎自治体議会によってのみ行うことができる。

第 129 条

1. 州議会及び基礎自治体議会の議員は、その州又は基礎自治体の住民であるオランダ人であって、オランダ議会の第二院の選挙に適用される要件を満たす者により、直接選挙される。議員の資格についても、同一の要件が適用される。
2. 議員は、法律により定める範囲内において、比例代表制に基づいて選挙される。
3. 第 53 条第 2 項及び第 59 条の規定を適用する。第 57a 条の規定を準用する。
4. 州議会及び基礎自治体議会の任期は、法律で定める例外を除き、4 年とする。
5. 法律は、議員資格と同時に遂行することができない職の種類について定める。法律は、親族関係又は婚姻から議員資格への障害が生ずること及び法律で指定された行為を行うことにより議員資格を喪失し得ることを定めることができる。
6. 議員は、指示を受けることなく投票する。

第 130 条

法律は、オランダ人である住民に対して適用される要件を少なくとも満たすことを条件として、基礎自治体議会の議員を選挙する権利及び基礎自治体議会の議員となる権利をオランダ人ではない住民に付与することができる。

第 131 条

州知事及び基礎自治体の首長は、法律で定める方法により任命、停職及び解任される。法律に従い、これに関して従うべき手続を、更に定めることができる。

第 132 条

1. 法律は、州及び基礎自治体の組織並びにその運営機関の構成及び権限について定める。
2. 法律は、当該運営機関の監督について定める。
3. 当該運営機関の決定は、法律により又は法律に基づき定める場合にのみ、事前の監督を受けることがある。
4. 当該運営機関の決定の破棄は、違法であること又は一般の利益に反することを理由として、勅令によってのみ行うことができる。
5. 法律は、第 124 条第 2 項の規定に基づいて要求された定め及び執行が行われない場合の措置について定める。州又は基礎自治体の運営機関がその職務を著しく怠っている場合には、第 125 条及び第 127 条の規定にかかわらず、法律で措置を講ずることができる。
6. 法律は、州及び基礎自治体の運営機関により課することができる租税の種類並びに州及び基礎自治体と国の財政関係について定める。

第 132a 条

1. 法律により、州及び基礎自治体以外の領域公共団体を、オランダ本国のカリブ海地域において設立及び解散することができる。
2. 第 124 条、第 125 条及び第 127 条から第 132 条までの規定は、前項の公共団体に準用する。
3. 選挙は、これらの公共団体において、第一院の選挙人団のために行われる。第 129 条を準用する。
4. これらの公共団体については、これらの公共団体をオランダ本国のヨーロッパ地域と実質的に区別する特別の事情に鑑みて、〔法律の〕規定を定め、その他の特別の措置を講ずることができる。

第 133 条

1. 治水委員会の廃止及び設立、その任務及び組織に関する定め並びにその運営機関の構成は、法律により又は法律に基づき別段の定めをしない限り、法律で定めるところに従って、州の条例で定められる。
2. 法律は、治水委員会の運営機関の規則制定及びその他の権限並びにその会議の公開について定める。
3. 法律は、当該運営機関に対する州による監督及びその他の監督について定める。当該運営機関の決定の破棄は、違法であること又は一般の利益に反することを理由としてのみ行うことができる。

第 134 条

1. 職業及び産業に関する公共団体及びその他の公共団体は、法律により又は法律に基づき設立し、又は廃止することができる。
2. 法律は、当該団体の任務及び組織、その運営機関の構成及び権限並びにその会議の公開について定める。法律により又は法律に基づき、その運営機関に対して規則制定の権限を付与することができる。
3. 法律は、当該運営機関の監督について定める。当該運営機関の決定の破棄は、違法であること又は一般の利益に反することを理由としてのみ行うことができる。

第 135 条

法律は、2 以上の公共団体の問題に関する措置を定めるものとする。その際には、新たな公共団体の設立の措置を講ずることができ、この場合には、第 134 条第 2 項及び第 3 項の規定が適用される。

第 136 条

公共団体間の紛争は、当該紛争が裁判機構の審査に服する場合又はその解決が法律で他に委ねられている場合でない限り、勅令により解決される。

第 8 章 基本法の改正**第 137 条**

1. 法律は、基本法の改正が当該法律の提案するように検討されるべきである旨を宣言するものとする。
2. 第二院は、国王により又はその名においてそのために提出された提案によるか否かを問わず、改正のための法律案を分割することができる。
3. 第 1 項に規定する法律の公布後に選出された第二院は、第 1 項に規定する改正案を第 2 読会で審議する。第二院が当該改正案について決定を行わない場合、当該改正案は当然に失効する。第二院が改正案を採択した後、第一院は直ちに第 2 読会で審議する。両議院は、投票総数の 3 分の 2 以上の賛成を得て改正案を採択することができる。
4. 第二院は、国王により又はその名においてそのために提出された提案によるか否かを問わず、表明された投票数の少なくとも 3 分の 2 の賛成によらなければ、改正案を分割することができない。

第 138 条

1. 第 2 読会において可決された基本法の改正案が国王により裁可される前に、法律で次の各号に掲げることを行うことができる。
 - a. 可決された改正案と基本法の改正されない条項を、必要な限りにおいて相互に適合させること。
 - b. 章、節及び条への区分及びこれらの配置並びに見出しを変更すること。
2. 両議院は、表明された投票数の少なくとも 3 分の 2 の賛成によらなければ、前項 a 号に規定する措置を含む法律案を可決することができない。

第 139 条

オランダ議会により可決され、国王により裁可された基本法の改正は、公布後、直ちに効力を生ずる。

第 140 条

基本法の改正に抵触する現行の法律及びその他の定め並びに決定は、基本法に対応した措置が講じられるまで維持される。

第 141 条

改正された基本法の正文は、勅令で公布され、その際には、章、節及び条の番号を変更することができ、これに従って引用規定を修正することができる。

第 142 条

基本法は、法律により、憲章に適合させることができる。第 139 条、第 140 条及び第 141 条の規定を準用する。

補則

第 I 条及び第 II 条

(2022 年 7 月 6 日の法律（法令公報第 333 号）により削除)

第 III 条

(1995 年 7 月 10 日の法律（法令公報第 404 号）により削除)

第 IV 条

(2017 年 11 月 1 日の法律（法令公報第 426 号）により制定)

第 V 条

1. 本条の発効前に制定された基本法第 137 条は、本条の発効日に開会する第二院の選挙日前に、その改正案が審議されることを宣言する法律が公布されている基本法改正案については、引き続き効力を有する。
2. 基本法第 137 条の改正が発効し、オランダ議会の両院合同会議における第 2 読会で基本法改正案を審議することを目的としている場合、基本法第 137 条第 3 項は、次のように読み替えられる。
 3. 第二院は、第 1 項に規定する法律の公布後に選挙された第二院の開会后、第 1 項に規定する改正案をオランダ議会の両院合同会議における第 2 読会で審議する。第二院は、投票総数の 3 分の 2 以上の多数をもってこれを採択することができる。第二院が第 1 文に規定する第二院の開会中に当該改正案について決定を行わない場合、当該改正案は、

当然に失効する。

3. この追加条項は、第1項及び第2項に規定する基本法改正案の処理が完了した後、法律で定める時期に失効する⁽⁴⁾。

第VI条

(2022年10月19日の法律(法令公報第410号)により削除)

第VII条から第VIII条まで

(1995年7月10日の法律(法令公報第404号)により削除)

第IX条

第16条の規定は、特別刑法令に基づき犯罪とされた行為については適用しない。

第X条

(1995年7月10日の法律(法令公報第404号)により削除)

第XI条

(1999年10月6日の王国法律(法令公報第454号)により削除)

第XII条から第XVI条まで

(1995年7月10日の法律(法令公報第404号)により削除)

第XVII条

(1999年2月25日の法律(法令公報第135号)により削除)

第XVIII条

(1995年7月10日の法律(法令公報第404号)により削除)

第XIX条

1972年の正文に基づく基本法第81条に規定する公布の形式並びに同基本法第123条、第124条、第127条、第128条及び第130条に規定する送付及び通知の形式は、これに代わる定めがされるまでの間、なお効力を有する。

第81条

法律の公布の形式は、次のとおりとする。

私〔、国王の名等〕、オランダの国王〔、その他の称号等〕は、これを見又は聞く全ての者に知らしめる。

私は、(法律の理由)ということを考慮した。

そのため、私は、国務院に諮問し、オランダ議会と共同で熟考した上で、ここに承認し及び了解するとおり、承認し及び了解した。

(法律の内容)

〔制定地、制定日等〕制定

女王が統治する場合又は摂政若しくは国務院により国王の権限が代行される場合には、これに伴い必要な修正がこの形式に施される。

第130条

国王は、できる限り速やかに、オランダ議会に対し、オランダ議会により可決された法律案を承認するか否かについて通知する。通知は、次に掲げる形式で行う。

「国王は、法律案に同意する。」

(4) オランダ本国政府のウェブサイトによれば、本条の失効日は未定である(“Grondwet: Wetstechnische informatie voor Artikel V,” 2023.2.22. <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0001840/2023-02-22/0/Hoofdstuk/ArtikelV/informatie>>)。

又は

「国王は、法律案を検討している。」

第XX条

（1995年7月10日の王国法律（法令公報第402号）により削除）

第XXI条

（1999年10月6日の王国法律（法令公報第454号）により削除）

第XXII条及び第XXIII条

（1995年7月10日の法律（法令公報第404号）により削除）

第XXIV条及び第XXV条

（1999年2月25日の法律（法令公報第135号）により削除）

第XXVI条から第XXIX条まで

（1995年7月10日の法律（法令公報第404号）により削除）

第XXX条

（1999年10月6日の王国法律（法令公報第454号）により削除）

「基本情報シリーズ」

既刊

⑪ 欧米主要国の議会による情報機関の監視	2014 年 9 月
⑫ 各国憲法集 (9) フィンランド憲法	2015 年 3 月
⑬ ドイツ民法 I (総則)	2015 年 3 月
⑭ ドイツ民法 II (債務関係法)	2015 年 6 月
⑮ 各国憲法集 (10) ハンガリー憲法	2016 年 3 月
⑯ 諸外国の下院の選挙制度	2016 年 3 月
⑰ 違憲審査制の論点 (改訂版)	2016 年 12 月
⑱ 諸外国の付加価値税 (2018 年版)	2018 年 3 月
⑲ フランス議会下院規則	2018 年 3 月
⑳ 諸外国の国民投票法制及び実施例 (2019 年版)	2019 年 3 月
㉑ 米国・フランス・ドイツ各国憲法の軍関係規定及び 緊急事態条項	2019 年 11 月
㉒ 各国憲法集 (11) スウェーデン憲法【第 2 版】	2021 年 3 月
㉓ 諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制	2023 年 3 月
㉔ 諸外国の憲法における緊急事態条項	2023 年 9 月
㉕ 諸外国の国民投票法制及び実施例 (2026 年版)	2026 年 3 月

調査資料 2025-1-b

基本情報シリーズ⑳

各国憲法集(12) オランダ憲法【第 2 版】

令和 8 年 3 月 19 日発行

ISBN 978-4-87582-955-3

編集 国立国会図書館調査及び立法考査局

発行 国立国会図書館

〒 100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

電話 03(3581)2331

bureau@ndl.go.jp

* 本書は、下記に掲載の PDF ファイルでもご覧いただけます。

・ 国会向け情報提供サイト「調査の窓」の「刊行物」のページ

・ 国立国会図書館ホームページ 〈<https://www.ndl.go.jp/>〉

ホーム>国会関連情報>調査資料>2026 年刊行分

なお、裏表紙の QR コードからも、本書にアクセスできます。

Constitutions of the World (12)

The Netherlands,

2nd Edition

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : bureau@ndl.go.jp



QR コードから本シリーズに
アクセスできます。

Research
Materials
2025-1-b

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。